

第 13 回 「市民参加条例」策定に係るワークショップ 議事録

- 【日 時】 平成 23 年 8 月 27 日（土） 13:00～17:00
【場 所】 茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 A・B 会議室
【出席者】 市民：15 名、茅ヶ崎市職員：9 名、コンサルタント：3 名

議事次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 全体討議
4. 閉会

1. 開会

- | | |
|---------|--|
| 事務局(石井) | 皆さん、こんにちは。第 13 回の「市民参加条例」策定に係るワークショップを始めさせていただきますと思います。
まず初めに、市民自治推進課長の山田よりごあいさつ申し上げます。 |
|---------|--|

2. あいさつ

- | | |
|------|--|
| 山田課長 | ◎「市民参加条例」策定に係るワークショップの開催にあたってのあいさつ
皆さん、こんにちは。土曜日のお休みのところ、市民参加条例のワークショップに参加していただきまして、本当にありがとうございます。このワークショップも 13 回目を数えました。自治基本条例で定められているとおり、市民参加は市政運営の基本原則ということで、茅ヶ崎市のより良いまちづくりのために、皆さんとともにこの条例をつくって、そして、市民が市政に参加して、市民の意見が市政により良く反映されていくことになるように開かれていると考えております。
本日も長時間にわたりますが、どうか積極的に議論をしていただいて、より良い意見集約になるようにご協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。 |
|------|--|

3. 全体討議

- | | |
|---------|--|
| 事務局(石井) | それでは、配付資料の確認をしたいと思います。お手元の資料のご確認をお願いいたします。
まず、本日お配りした配付資料一覧と資料 13-1 です。13-1 は本日のプログ |
|---------|--|

ラムになっております。

それから、配付資料の一覧ですけれども、本来13-2ですが、誤って12-2と
してしまいました。失礼いたしました。訂正のほう、お願いいたします。

その他の資料につきましては、事前配付資料ということでお配りをさせていただ
いております。資料13-2が「条例案検討に向けた意見のまとめ」です。

参考資料として、「事例調査の結果概要」、「市民参加条例アンケート集計結果」、「茅
ヶ崎市議会基本条例の逐条解説」という3点を参考資料としてお配りさせていただきました。

お手元のない資料がある方、いらっしゃいますでしょうか。もしなければ、受け付
けで用意しておりますので、お声かけいただければと思います。よろしければ、早速、
全体討議に入りたいと思いますので、本日もよろしくお願いいたします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

皆さん、こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

前回、議論を進めていただきまして、資料13-2の「条例案検討に向けた意見の
まとめ」ですけれども、1ページめくっていただいて、目次がございまして、2の「市
民参加の方法・仕組み」というところから始めて、2-2の「個別手法」の(8)「審
議会、策定委員会」というところまで意見をいただいたところとなっております。

本日はその続きとしまして、2-2の「個別手法」の(9)からと、それから、3
の「市民参加推進の仕組みや体制、条例の見直しに際して」というところ、それから、
「基本的項目」というところにいきたいと考えてございます。

最初に、前回の意見の内容につきまして、事務局の岸田からご説明させていただきます。

事務局(岸田)

それでは、私から、前回の振り返りをさせていただきたいと思います。資料13-
2、A4の縦の冊子をご用意ください。

まず、13ページ、14ページをお開き願いたいと思います。

14ページ、「ワークショップでの意見」ということで、全体討議の「アイデア、
提案など」の欄でございます。市が施策を進める際、あるいはPDCAを回していく
際に、その前に現況分析が必要だろうと。その現状の課題認識を市民とともに共有化
していく必要があるというところ。

それから、チェックの3点目ですけれども、予算編成の中に市民の意見を反映させ
ることも必要ではないかというようなご意見をいただきました。

また、市のほうで事業実施の中で、市民参加はなかなか難しいという意見もありま
すが、環境分野では、事業実施・執行に市民の参加がないと実施が難しい場合という
こともあります。そういうところも考慮していくべきだろうというところを「基本的
な考え方、課題認識など」のチェックの1番目のところに書かせていただきました。

それから、16ページになります。(3)「市民参加の方法」でございますけれども、
全体討議の中で出てきました意見で、「アイデア・提案など」の欄でございます。C
グループで出ていました、下のほうに書いてあります①から⑤を入れていけばいいの
ではないかというようなご意見をいただきました。

続きまして、19ページ、20ページになります。まず20ページのところの全体
討議のチェックの1番目のところで、後段になりますけれども、情報公開と情報提供
は整理して規定していったほうがいだろうというようなご意見をいただきました。
そういった中で、19ページの(5)のところで、「情報提供、情報公開」と表題を

修正させていただきました。

「共通する意見・考え方」の欄でございますけれども、アイデア、提案などをいただいた中で、情報提供をわかりやすくすることが必要だということと情報公開は原則公開ということに記載させていただきました。

続きまして、21ページ、22ページになります。「アンケート方式」でございます。全体討議の「基本的な考え方、課題認識など」の欄のところでございますけれども、アンケートの目的とか前提条件を明確にしまして、どういうことを求めているのかをアンケートをやる上で示すことが必要であろうということと、チェックの2点目でございますけれども、結果をどういうふうに行政の中に反映させたのかということを確認にしていってほしいと。そういった中で、「アイデア、提案など」の欄でございますけれども、悪かったアンケートの典型などを示してもいいのではないかとというご意見をいただいたところでございます。

続きまして、23ページ、24ページ、「ヒアリング方式」でございます。こちらにつきましては、24ページの全体討議の「基本的な考え方、課題認識など」のところではありますが、ヒアリングを実施するに当たりまして、日程がタイトであったり、行政のアリバイづくりになってしまっていることが多いということ。

それから、チェックの2点目でございますけれども、どのぐらい日程をとるか、あるいは設計をきちんとしたほうがいい。3点目ですが、結果の評価を市民も含めてやってほしいというご意見をいただきました。

続きまして、25ページ、26ページ、「モニター方式」のところですが。こちらも同様に、26ページの全体討議の「基本的な考え方、課題認識など」のところでございますけれども、「結果の評価を市民も含めてやってほしい」という記載をさせていただきました。

続きまして、27ページ、28ページのところでございます。(4)「パブリックコメント」になります。まず、全体討議の「基本的な考え方、課題認識など」の欄でございますけれども、1点目に、パブリックコメント条例として検討していくのか、あるいは市民参加条例の中でパブリックコメントの手法をちゃんと条例化していくのがいいのか、そういった検討が必要だろうというところをご意見としていただきました。

それから、「アイデア、提案など」のご意見を踏まえまして、27ページの「共通する意見・考え方」の四角囲みの中に3点ほど追記をさせていただきました。○の3点目からでございますけれども、まず、パブリックコメントの実施前、提供資料案を作成する段階において、市民の参画が必要であるということ。それから、○の4つ目ですけれども、パブリックコメントの実施後、結果を取りまとめる段階、回答書作成段階、そこにおいて市民が参画できる仕組みが必要であるということ。それから、○の5点目ですが、計画案とか条例案ができた段階ではなくて、もっと早い段階から市民が政策形成にかかわれるようなパブリックコメントに準じた制度が必要だろうというような意見をいただいたところです。

続きまして、29ページ、30ページの(5)「作文・イラスト等」でございます。30ページの全体討議の「基本的な考え方、課題認識など」のところで、作文・イラストがかかる年代の子供たちの社会参加へのきっかけづくりとして、大いに今後とも利用していくべきだろうというご意見をいただきました。

そういった中で、「アイデア、提案など」のところでございますけれども、今の時代というのは、作文・イラストだけじゃなくて、もっと違った別の方法もあるだろうということで、子供がまちづくりに参加するきっかけづくりの手法を少し検討していてもいいのではないかとというようなご意見をいただきました。

それから、31、32ページ、「シンポジウム、フォーラム」でございます。このところにつきましては、「共通する意見・考え方」のところをごらんいただければと思いますけれども、シンポジウム、フォーラムを開催するときに、行政主導でやるのではなくて、市民も一緒に参画して一緒に作り上げていくということをやっていくことと、あと、目的とか課題を明確にしなが、今後の茅ヶ崎市としての方向性を考えていくきっかけにしていくということを記載させていただきました。

35ページ、36ページになります。(8)の「審議会、策定委員会」でございます。ここについては、結構ご意見をいただきました。36ページの全体討議の「基本的な考え方、課題認識など」の欄をごらんいただければと思います。

まず1点目に、審議会は機能していないものがあるということで、どういう審議会が必要かを再度検討していく必要があるだろうということが1点目。2点目に、公募市民の割合を高める必要があるというご意見をいただきました。また、3点目に、公募市民を決める場合に行政の思惑が入ってしまうところを挙げています。4点目に、公募市民も含め委員の選定プロセスとか基準を明確化するべきだろうということと、あと、茅ヶ崎市のことを考えてくれる学識経験者を選考する必要があるだろうというようなことをご意見としていただきました。

「アイデア、提案など」の欄でございますけれども、まず1点目に、審議会というのは、諮問・答申だけではなくて、関係する施策について提言や意見書等の提出、専門委員会等の設置、進行管理・評価にも主体的にかかわっていくということが必要ではないかということをご意見としていただきました。

2点目に、設置要綱の改正ということもご意見としていただきました。

引き続きまして、45ページ、46ページをお開きいただければと思います。ここについては、「その他の新たな手法」というところで、若干前回の会議の中でも意見が出てまいりましたので、追記をさせていただきました。

46ページの全体討議の「基本的な考え方、課題認識など」のところでございますけれども、チェックの3番目のところでございます。その後段でございますけれども、議会に対する市民参加は市民参加条例の中で項目を設けて議論してはどうかということをご意見としていただきました。

また、「アイデア、提案など」のところでもありますけれども、ローマ法であります按察官というような役職を位置づけていっててもいいのではないかとアイデアとしていただきました。

最後になりますけれども、47、48ページでございます。

「市民参加推進の仕組みや体制、条例の見直しに際して」ということで、48ページの「アイデア、提案など」の2点目のチェックの部分でございます。市民参加の促進を目的として、公募により選出された市民、学識経験者及び市職員で構成する市民参加促進委員会といったような行政とは独立した機関を設置してはどうかというようなご意見をいただいたところでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

どうもありがとうございました。今のところで、特に何かございますでしょうか。
一応、ワークショップのスケジュールとしては、今回が最後ということで、今回で取りまとめるというところを目標に、この後、進めさせていただければと思っています。

洪田さん

前半で、個別手法のワークショップからの残っている部分と、それから、プログラムのほうでは、「3. 市民参加推進の仕組みや体制、条例の見直し」が最初になっていますけれども、「1. 基本的項目」をやりまして、全体の確認というような段取りで進めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

事務局(村上)

浜竹の洪田でございます。送付していただいた資料の中に、茅ヶ崎市議会基本条例逐条解説というのが入っていました。これについてのご説明等がなかったんですが、茅ヶ崎市議会基本条例というのは、いつの議会で、変な話ですが、だれが提案されて議決されたのか。その辺のことについての資料はここに全然出てないんですが、短くて、3分か5分でいいんですが、事務局から、この茅ヶ崎市議会基本条例がいつの議会で通ったのか、そして、23年4月1日、今年の4月1日から施行されたとなっていますが、その辺の内容について、定例市議会のいつなのかについてお話を願えますか。ちょっと長くなって、ごめんなさい。せっかく送ってきてもらったので。

市民自治推進課、村上です。ご説明させていただきます。

まず、今回、資料として、議会基本条例の逐条解説ということでお送りさせていただきました。これにつきましては、先般、ワークショップの際に議会の関係のお話が出まして、その中で議会基本条例のことが話題として出てまいりました。そういう流れで、参考資料ということで、皆様のご参考にしていただきたいということでお送りしたものでございます。

今ご質問ございました、この条例の、まず施行は、先ほどおっしゃいましたように23年4月1日でございます。今、手元に資料がないのですが、たしか23年の第1回定例会に提案されて議決されたものであったかと思えます。

提案の方法につきましては、もちろん議員提案で出されております。議会の中に、議員で組織されております議会制度検討会という会議がございまして、その内部で検討されたものが結論として議員提案で出てまいったものであるということをお記憶してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

洪田さん

浜竹の洪田ですが、私が教えてくださった内容は、この茅ヶ崎市議会基本条例が、議会で、いついつ出されて、この最後に書いてあるように、23年4月1日から施行された。それから、この前文に書いてある内容との関係が非常に問題になるんです。その辺のことがあるので、いつの議会で提案されて、いつの議会で可決されたかというのは、これは広報か何かに出ているはずですから、その広報を推進課のほうで持っておられると思いますので、よく検討されて、この会議が終わるまでに、皆さんに紙1枚でいいですから配付してください。広報に出ているはずだと思います。よろしくお願いたします。司会者にお願いたします。はい、どうも。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

それは別途、事務局のほうで対応していただければと思います。

そうしましたら、39ページの(9)「ワークショップ方式」、それから、41ページで、その他の①で「市民討議会」というところがございますので、この辺が手法としては、ワークショップというやり方をベースにしているところと、あと、市民討議

会という形で、ここ最近、試行している市民討議会のスタイルというところもありますけれども、この辺について、グループ討議の中でも幾つか意見が出ています。さらに補足とかございましたら、お願いできればと思います。

市民討議会のほうでは、試行の段階ですけれども、やり方とか、あるいは謝礼とかについて検討の余地があるのではないかというような課題認識のような意見が多いのかなというところですが、

濱村さん

濱村です。同じようなことになるとは思いますけれども、この市民討議会をやるのに特定の団体がずっと、これ、はっきりわかりませんが、委託を受けてやっているみたいな感じがあるんですけど、それはやめることと、それから、当然の話ですけれども、謝礼は即時、継続するならやめる必要があると思います。なぜ、ここだけ謝礼を出すかというのは非常に不可解な話だと思いますので。同じことの繰り返しですが、それをきっちりするというのをお願いしたい。

村中さん

村中です。市民討議会は、今まで市民参加をしていらっしやらなかった市民が参加する機会ということで、市政の課題を理解してもらう機会としてはいいことではないかと思っていますけれど、今のままではちょっと疑問があります。濱村さんが言われたように、謝礼の支払いに関しても考えるべきだと思いますし、それから、せっかく参加された市民が、その後どういうふうにも市民参加をしていただいているのかというようなことの後追いというものも多分全然されていないと思うので、できれば、せっかく参加してくださった人が、ほかの市民参加というか、そういうこともできるようなきっかけというか、そういう働きかけを市のほうがするというようなことが必要ではないかと思っていますし、それから、市民討議会ではテーマが決められるんですけど、そのテーマも結構ぼんやりしたテーマなんですよ、内容的に。その辺のことに関しても、テーマもそうなのかもしれませんけれども、内容的にも、市政の課題がきちっと定義されているとは思えないと私には思えるので、市政の課題をきっちり認識して、そのテーマとか資料とかというものを市民に提示をしてから意見を言ってもらうということが重要ではないかと思っています。全然知らない市民が参加するので、ほかの計画とどういうつながりがあるのかとか、今どういう状況になっているのかということがきちんと説明されないまま、ただ意見を言ってくださいというのは、このワークショップが始まったときと同じように、ぼんやりしていたら何もできないのではないかと思います。

ワークショップのほうに関しても、私たちがここでワークショップを開くに当たっても同じだったと思うんですけど、事前の行政側のわかりやすい説明というのが必要じゃないかと思っています。行政の課題とか問題点とか目標等がしっかり示されて初めて、ワークショップに来て、参加して、意見が言えるんだと思います。

それから、せっかくファシリテーターがいらっしやるんですけど、私は職員が研修をしてでも、ファシリテートをするべきだと思います。それができない部分を、お金を払ってファシリテートしてもらう分には必要かとは思いますが、ふだんのワークショップのファシリテーターぐらいは、きちっと研修で、職員が何人でもできる人がいるというような状況にすべきではないかと思っています。以上です。

中村さん

ワークショップは今回初めて参加したんですけど、今回の経験で、ワークショップだけで物事は完結しないなと思います。ワークショップはむしろ、いろんな人の意見を出させるというような場であって、ここでまとめるというようなところは、そ

この機能は弱いかと思います。

それで、今回の場合、条例策定ということになると、また別のそういう会が必要になると思うんですけども、したがって、ワークショップ方式ということで完結でなくて、ワークショップ・プラスアルファ、そういうものを考えていかなければならないと思います。

それとまた感じたことは、市民の側としても、やはり市民の権利もあるし義務もあるので、このワークショップをもうちょっと有効に運営するようなことを念頭に置いた協力というか、そういうものを進めていかなきゃいけないなど。そうしないと、なかなかワークショップの役割というか目的が達成しないんじゃないかなと感じております。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

ありがとうございます。市民討議会のところにつきましては、今まで参加できていなかったような人が参加する手法としては有効な面もあるんじゃないかということと、あと、その会議に出ただけではなくて、その後につながるような工夫が必要であらうと。

それと絡むところがありますけれども、テーマの設定ですとか資料の準備などについての工夫というところが必要だろうというようなご意見だったかと思います。

それから、ワークショップについても、事前の説明ということですか、あるいは、いろんな意見を出してもらう手法としては有効だろうということと、ほかの手法との組み合わせが必要だろうと。ほかの手法との組み合わせの必要性につきましては、アンケートなりヒアリングなり、ほかのところもそうだと思いますので、いろんな市民参加の手法を必要に応じて組み合わせるというところが出てくるのかなと思いますけれども、今までのあたりで、行政のほうからもし何か。特に強制はしないですけれども、意見があればいただければと思います。よろしいですか。

石塚さん

今の両方に絡む内容なんですけれども、主催者側のルール、市の職員自体が、このワークショップまたは市民討議会の時に、実際に今の課題はどうなのかって勉強して、または資料をまとめて参加しているかどうか、疑問があるんですよ。やらなきゃいけないからやる、資料は何よったら、後から集めましょう、みんなの言われたものだけ集めましょうというような、全然PDCAのPにもならない。何のためにやるんだというのがいつも曖昧で、そのときに、職員自体が何をするのか、何に課題があるのかというのを理解しながら、じゃあ、これからどうするかという形でまとめていかないと、資料にならないし、実際に開催した目的もぶれるんじゃないかと。その辺のところをきちんと理解した上でやると。

それと、実際にファシリテーターもそうなんですけれども、皆さんの意見を聞きながらまとめていく中で、ある方向に持っていかなきゃいけない部分があるわけじゃないですか、内容自体。それから、ここまではやらなきゃいけない、ここはある程度、みんなの意見を入れて改善すべきだろうというようなところがあると思うんですが、そういうところを、実際に主催する行政側は本当に理解して、皆さんのほうにちゃんと、市民に話をしているのかというのが、毎回、非常に疑問視するんです。

逆に、質問した時に返事が出てこないし、そういうこと自体で、市民参加という原点、市民は一生懸命勉強してくるメンバーが多いですけれども、行政側が本当に勉強しているのかと。逆に言えば、その部分の終わった段階で、行政側がきちっとした、やったことの目的の評価表といいますか、やったワークショップまたは検討会をやっ

たときの、本当の意味での良かった点、悪かった点をきちっと証明できるのかといったときに、資料がまとまったからいいですというだけでいつも終わっているように、反省点と改善点が全く出てこないというのでは、ふざけんという話に僕はなるんじゃないかと思うんです。そこを、逆に言えば、きちっとした部分でロックをかけたい。これがいつも私がお話する時に、何かやるには現状があります、問題点があります。過去にこういうことを決めて、手順で動いていますよというのがあって、じゃあ、現状とそぐわない点があるから、それでワークショップなり市民討議会をやって、皆さんの意見を聞きたいというふうになるんだと思うんです。その辺のところ、さっきの文書でもそうなんですけれども、評価をしたいと。で、誰がするの？ 主語がないんですね。

それから、わかりやすい資料が必要と書いてあるけれども、わかりやすい資料って何ですか。意味がわからない資料を作って、資料を提供して、市民がわからないと言うと、あんた、ばかじゃないのかというようなニュアンス的にとらえる。市民がわかりやすいというのは、課題があって、今何をするかというのが、ぼやっとでもある。それから、自分の持っている情報との差異をどういうふうにするのかという部分で出てくると思うんです。ですから、「わかりやすい」ってよく表現するんですけれども、わかりやすいのわかるは何かといった時に、課題が明確になる。今は、ここまでやったよということがきちっと出ることが正しいんじゃないかと思うんです。その辺が、文書にまとめてくると、いつもぼやけてきているように思うんですが、その辺、わからないところなので、あくまで主催者側はきちっと現状課題と何かやりたいこと、ただし、市が決めること、行政が決めることですから、一課では決まらないし、個人で決まらないことはわかっています。ですけども、現状はこうですということをきちっとまとめた段階で主催すべきだろうと思います。以上です。

和久さん

和久ですけども、ワークショップにつきましては、この市民参加条例をつくるためのワークショップがスタートしたときに、この会の性格、位置づけがどうなのかということをもぐって意見を出し、文書も出しました。そこでの意見の特徴的なところを、ここに追加していただきたいと思います。

それから、ワークショップについては、他の市の条例などを見ましても、必ずしもどういう位置づけで使っているか、あるいはワークショップそのものの性格をどう考えているのか、そういうことがわかりにくいということがあります。運営に当たっては、意見交換会やフォーラム等との違いをやはり明らかにする必要があると思うんですが、一般的に言えば、拡散的な意見を出し合うと。わいわい、フリーな、緩やかな、そういうものではないかと思うんですが、計画を策定したり条例をつくったりするときに、最終的な意見の方向性を定めていくという時には、ワークショップという手法は一般的には使いにくいんじゃないかと思うんですね。

後のほうに述べた、そういう市民参加の手法の中では、行政と市民との論議も重視する必要がありますし、市民同士の議論も十分行くと。こういう余裕を持ったというか、十分配慮した進め方が重要だろうと。

もう一つは、その背景に、行政の内部で職員の参加ですね。職員同士がやはりきちっと議論をして、そうした論議を市民の中にも反映させると、こういう配慮がなければ、行政と市民を含めた全体的な市民参加を実質的に担保し得るといことが難しいんじゃないかと思います。以上です。

有竹さん

有竹です。質問です。市民討議会に関して、42ページに、このワークショップで出ている意見ですが、今日もさらに意見を述べてくださいましたけれども、そういうような市民の意見ということに関連して、企画した行政のほうは、例えば、選び方とか謝礼の支払いに関しては、それだけではないんですけども、こういう目標があつて払うことにしたし、こういう目標があつて、こういう選び方をした。実際にやってみて、どういう意見が出て、どういうふうにして、どういうふうで評価されたので、今後どういうふうでやっついていこうとまとめたみたいなのが多分あるんだろうと思うんですけども、私はそれを読みたいなと今思ったんですけど、見せていただけますか。

事務局(廣瀬)

市民自治推進課の廣瀬と申します。

今まで、3年前から始めまして3回実施してまいりまして、21年度と22年度についてはもう報告書ができておりますので、そちらはご提供できますので、また後ほどお持ちしたいと思います。

最初やる段階で、先ほども謝礼の件ですとか、そうしたご質問とかご意見いろいろいただいていたんですけども、全国的な、もともとドイツの手法を日本風にまねてやったので、その中で謝礼をお支払いするという、まず1つのルールがあったんですけども、やった中で、参加者の方からアンケートを毎回いただいています、謝礼の有無はあまり参加に関係ないというようなご意見も結構いただいていますので、まだ今、試行段階ということでやっていますので、今後、茅ヶ崎市における市民討議会はどういうふうにするかというのを、これからしっかり市として周りの意見も踏まえて取り組んでいきたいなということを考えておりますので、現状としては、そういったご意見も参加者の方から実際出ているという現状把握をしています。

事務局(石井)

補足なんですけれども、21年度の分につきましては報告書をまとめているものを第1回の資料の中でお配りしているところがございますので、ご確認お願いいたします。

ファシリ
テーター

大体ワークショップと市民討議会の部分はそのぐらいで1回終わりにしまして、次に、43ページの「政策提案制度」に移らせていただければよろしいでしょうか。

(能率協会:白鳥)

ここについては、グループ討議の中では、AグループとCグループから意見が出ているというところがございます。

まず、この政策提案制度自体は、今までの手法の中では、これまでの指針にはなかった制度だと思いますけれども、これを新しく取り出すということについて、方向性としては、皆さんよろしいということで理解していいのでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

山下(憲)さん

私は、この政策提案制度に関しては反対です。この政策提案制度をおつくりになった大和市とか宮古市がどういう状況かわからないんですけど、茅ヶ崎は既に、そういう政策に関しては10人集まらないとだめだとか、そういうこともなしに、1人でも政策の提案ができるんです、現在。それで、何か提案したいことがあれば、市長へ提案もできますし、市の事情が違うんじゃないでしょうかね。茅ヶ崎市は、私の経験では、私もいろいろ政策を提案しましたが、そういう政策に関しては、1人でも真摯に受け取ってもらっていますので、そんなにバリアをつくらなくてもいいんじゃないかと思いま

す。

渋田さん

浜竹の渋田ですが、Cグループに属していましたので、Cグループの意見としてまとめていただいたことについて私は賛同しております。と申しますのは、茅ヶ崎市の各課とか各室に、これに基づくような委員会とか審議会みたいのがありまして、その委員になる人たちの募集の、いわゆる市民に配布する新聞等に出ていて、いつからいつまで公募していますよと。10人とか15人公募されるんですが、公募されるうちの半数以上が茅ヶ崎市の職員の退職者が占めている会議が多過ぎるんです。これは実務として、茅ヶ崎の職員課その他に聞いておりまして、事実です。それから、それに関して、ここのア)で言っているように、18歳以上の市民10人以上の連署により具体的な政策の提言ができると。これはちょっと書き方が厳しいんですが、1人以上でもって言うのが一定原則だったと思うんですが、市民10人以上がこういうことを提案したときには重要な問題であるということで、そういうふうにしてくださいというCグループの意見だったと思います。

ですから、受け付けをするような、例えば、推進課に1つの委員会とか審議会みたいのができるかもわかりませんが、そこに入って、募集する委員の数のうち半数以上が市役所の退職者じゃなくて、いわゆる本当の市民の、ここにおいでになっておられる方たちが委員になり、または10人以上で提案した時には重要な議題であるということとされるようにということだったと思います。ちょっと長くなりましたが、「3ヶ月以内にその結果を公表する」と書いてありますように、重要なものについて市民の声を吸い上げるというような提案だったと思いますので、よろしくお願ひします。これは原則として、1人の方でも茅ヶ崎市は取り上げることはあるということも聞いていますし、また1人でもやっておられる方がおられるということも聞いていますが、ある一定の人数以上のときには重要視して、3ヶ月以内にその結果を公表する。ここが大切だと思います。Cグループの人間として、私は強くこれを申し上げておきます。よろしくお願ひします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
村中さん

Cグループの意見の中には、18歳以上の市民10人以上という数字が書いてあるんですけども、これは我孫子から引っ張った数字を例示として挙げているという理解でしたっけ。それとも、10人がいいんじゃないかみたいな議論がありましたか。

すみません。Cグループとして議論をしているわけではないんですけど、こういうふうな提案があったということなんですね。山下さんの意見の前に賛成される方は何人かいらっしやったと思います。私も、システムとしてこれをきちっとつくるということは重要だと思います。ただ、今、「わたしの提案」とか「市長への手紙」とか、茅ヶ崎市はどちらかというところ、そういうものを頻繁に出せる状況になっていて、ただ、そのものと政策提案との制度としての違いがあると思うので、「わたしの提案」がどういうふうに扱われるのかということをお話していただければと思います。そうしたら、わかると思います。

久永さん
(市職員)

市民相談課の久永と申します。今のお話の「わたしの提案」につきましては、基本的にいただきますと、3週間以内にご返事をさせていただくという大前提があるんですが、なかなかうまくいかないんですが、政策もろもろ施策に関することについては、内容も含めまして、すべて市長まで見ていただいた上での回答をさせていただいています。いただいた内容については各担当課のほうにお返ししますので、担当課でその回答を用意して、市長からの決裁で最終的にはお返しするという形をとっています。

中村さん

提案ですけれど、確かに今、服部市長はいろんな意見を、市民の意見を聞くような努力をされていますよね。ただ、1つ、市長が替わった場合にどうなるのかという問題もあるので、これはかなり属人的な要素もあるように思います。市長の前にどれだけやったかというのは、市長がなられる前の市長の時代、どれだけやったかというのはよくわかりませんが、服部市長は積極的にやられております。ですので、これを恒久的なものにするには、やはり制度化したほうがいいのと、それから、私も個人的に市長とお話ししたことがあるんですが、その内容については、結果についてもわかりませんが、それを公表されたということもございませんので、制度化して、皆さんがわかりやすいように、それから、恒久的にしたほうがよろしいんじゃないかと思えます。

濱村さん

この制度化を是非お願いしたいと思えます。それで、项目的に「その他」になっていますが、「その他」じゃなくて、きちんと1本柱を立てて、重要な分野として位置づけるということが必要である。どうでもいいとは言いませんけれども、「その他」というのは、私はそういうニュアンスに聞こえますので。

それから、もう一つは、提案した場合に行政はそれをどう扱うかというのを、まだきちんと考えておりませんが、それをして、提案者が問題があると考えた場合は再提案ができるということもしっかり位置づけていきたいなと思えます。

もう1点、提案制度で、私もささやかながら何度か個人でやったことはありますけど、私に言わせると、行政の言い訳をただ文書にして市長名で送ってくるようなニュアンスのものです。政策提案というのはそういう次元の問題じゃなくて、きちんと茅ヶ崎市を市民の立場から、こういうふうにやっていきたいという提案ですので、もっと重要で、もっと考えていきたい。

それから、私は大和の例しか知りませんが、大和は10人という形にしていますが、10人がいいのか、そこら辺のところはもっともっと検討して、単純にほかの事例で人数を限定すべきじゃないと思っております。以上です。

幸村さん

幸村と申します。サポセンでNPO支援をやっておりますが、この制度が実現すると、仮に10人以上の賛同者、発案者といいますか、そういう条件がついたとしても、現在、茅ヶ崎のNPOは283団体、サポセンに登録なさっていますが、この団体がすべて発案できるという資格を制度的に担保されるということにもなって、距離のある行政と市民の市政参加の問題、距離が一挙に縮まる効果もあるんじゃないかと。

それから、ご存じのように、自治基本条例で主権者は市民だと謳ったわけですから、市民が市政の政策提言するのは当然の権利であるということで不要だというご意見もありましたが、そのご意見以外の賛同者の意見に私も大賛成で、是非これは制度化していきたいと私も考えております。以上です。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

今まで個人として意見を述べるというやり方はあったけれども、それとは違う、もう少し重みのある仕組みという形で位置づけるという観点も含めて、また、出された意見についての回答の仕方なり、その取り扱いの仕方についても検討して、市民が納得しやすいような方法で検討を進めるというようなご意見が多かったかなと思えます。そんな方向で、ここはまとめるというところでもよろしいでしょうか。

「その他」のところについて、ここの「その他」の意味は、この項目立てが指針に基づいた項目でやっていたので、この段階では市民討議会も政策提案制度も「その他」に入れていますが、ご指摘のとおり、「その他」という中の1つではないかと

思いますので、私としては、市民討議会も含めて括弧レベルでの項目にしたらどうか
なと思っていますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

それでは、続きまして、45ページ、新しい手法というところで、全体討議の中
では、具体的にどうというよりは、茅ヶ崎らしい仕組みというところが主に出たかなと
いうところと、あと、NPOの話と議会への参加というところが大きくは出ている部
分でございます。

中村さん

議会に対しては、請願という形で市民が訴えることはできます。ただ、議会の本来
の目的の1つである政策提案、本来そこが議会の重要な役割の1つなんですが、茅ヶ
崎市の議会においては、政策提案、あるいは条例の制定とか提案、こういうものはほ
とんどない。つい最近では議会基本条例の提案がありましたけれども、唯一このくら
いのもので、政策的なものはほとんどなされない。それを市民が補完するような形で、
請願ではなくて、請願以外の制度で議会に要求できるような、そういうものを持った
ほうが、市民参加という意味では非常に効果的だなと思います。

それと、請願の弊害がございまして、というか、私が考えている弊害というのは、
1人で発言した場合、議員が、あるいは会派なりが取り上げないと議会で審議されな
いんですけども、有力者という会派と関係が強い人、この人の個人的な意見がかな
り影響力を持つ。これは、本当に市民の全体の意見を代表して言っているのかな、そ
ういう面があります。それですので、請願に変えるような、請願は残してもいいんで
すが、変えるような、このような仕組みをつくったほうがよろしいんじゃないかと思
っております。

石塚さん

今の請願のところ、会派とか議員も推薦者がいるじゃないですか。逆に言えば、
請願した人が議会で発言できるように、趣旨を曲げて話されることがあるんですよ。
請願の文章と違う話を請願推薦者が話して、質問があると、全然違うことを言っちゃ
うことがあるので、本当の趣旨で請願者がきちっと答弁できるというチャンスをつく
るぐらいにはしたいですよ、意味としては。だから、先ほど、「有力者」という言
葉があったんだけど、そういう趣旨の、請願した本人の意思、目的と内容、それ
をきちっと説明できるような人じゃないと困るわけですよ。今の方法でいくと、誰か
が請願しますと、一応、推薦の議員がいるわけですよ。そこで答弁しているわけ
ですけども、要請した請願内容と答弁した内容がえらい食い違っていることがよく見
られるんですよ。それはきちっと請願趣旨を伝えることができる形にしたい。です
から、逆に言えば、請願者が議会へ行って請願趣旨をきちっと述べて、もし質問があ
ったら、請願者がきちっと答弁して、こういうことですよ、こういう課題ですよとい
うことが言えるような場づくりが欲しいなと私は思います。以上です。

和久さん

ここで1つ問題提起したいのは、議会基本条例を考える上で、自治基本条例との整
合性をどう捉えるかという問題があると思います。これ、今、全体的に述べるという
状況ではないんですけども、議会への市民参加についてお話をすると、議会のほう
での論議を聞きますと、議員は市民から選ばれていると。選ばれた人間が決めるんだ
からということで、市民参加を非常に消極的に理解する、こういう考え方が非常に濃
厚です。それから、自治基本条例の中では会議の公開ということを決めています。こ

これは当然、議会にも当てはまる問題ですね。しかし、先日、全員協議会があったんですが、今行われている定例行政報告会というのがあるんですが、これはあらかじめ市民に対して非公開、すなわち秘密会として設定する。そこで得られた情報については、議員は市民に漏らしてはならない、こういう格好で継続しようということが、全員協議会じゃなくて議会制度検討会で確認をされました。で、これはおかしいよという指摘を僕はしているわけですが、これから議会で決まっていくということなので最終的な決定ではないんですが、議会制度検討会、全会一致で確認されています。

やはりこういう議会の仕方があるわけですね。憲法と地方自治法、そして自治基本条例、議会基本条例のもとで、こうした議会等解釈が行われているということについて非常に寒々とした思いがいたします。そういう点で、自治基本条例と議会基本条例のしっかりした規定、理念、具体的な規定、こういうものに基づいて、議会での市民参加を大いに推進するということがどうしても必要だろうということを強調したいと思います。

現在、議会では、議会報告会を制度化するというので、当面、試行的に行おうということを計画しておりますが、市民の意見を議会にどう反映させるかということについては別に定めるとなっておりまして、その具体化が全然論議はされてませんので、市民参加条例の中でしっかりした考え方を打ち出すという必要があるだろうと考えています。以上です。

中村さん

このことに関連しているんですけど、私が聞いた情報では、市庁舎の建て替えというのがありますよね。その件について、今回、選挙で立候補した賛成派の人たちは選挙公報には書かなかったんですね。建て替え賛成ということは書かないで。ところが、今、彼らが何を言っているかという、市民に選ばれた者だから、我々が選ばれたのだから我々が決められるんだということで一生懸命推進しようとしています。こういうことが実際に行われていると。今ここで言われたことに関連して、ちょっと情報として提供します。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

いろいろ課題をいただいたところかなと思います。ご指摘のとおり、議会は市民参加を嫌がるというか、そういう側面はどこでも多分ありがちなところかなと思います。

今までのご指摘につきましては、この市民参加条例の中で解決できないような部分も多分出てきて、自治基本条例の見直しの時期とか、あるいは、それとセットでの議会基本条例の検討ですとか、その辺にも話が及ぶ可能性があるところかなと思いますので、ここでは今までいただいた課題を整理させていただくというところで、一旦まとめておきたいと思います。

あと、ここの中では、NPOの育成・支援というのが大きなテーマで出ていますけれども、この辺はいかがでしょうか。

有竹さん

今、議会は市民の参加を嫌がるとおっしゃったんですけど、そういうふうに断定しちゃっていいんですか。そういうことなんですか。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

傾向が多いという、先ほどご意見でもあったように、要するに、自分たちが市民から選ばれた代表なので、それと対立する概念という形で捉えられる方が多い傾向があるというようなところだと思います。

幸村さん

いや、それを議事録に残します？ 今回の議事録に。ファシリテーターとして。

ファシリテーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん 微妙なところはあるかと思いますが、そういうご意見もあったし。

ファシリテーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん 行政の担当部署、議事録書くのは行政でしょ発行するのは。今の発言、全部書くん
でしょ議事録に。ファシリテーターの勝手に削除しないでね。

ファシリテーター
(能率協会:白鳥)
幸村さん はい。だから、各個人には確認の場面がまたありますので、そこで、これはまずい
と思うところは各自の判断で。

幸村さん 各自の判断で提案が削除されて発行されるかもしれないから、そこを心配してるの
よ。

中村さん 要するに、選挙公報で出さないで、選挙公報で市庁舎の建て替えを出さないで、今
度は選挙受かったら、自分たちは市民から選ばれた者だから、こういうことは自分た
ちが決定できる権利があると言っているんです。それで今、推進をどんどん進
めているという状況がありますよ、そういうことを聞きました、そういうことを言
っている。だから、そういうものが、先ほど言われた人の発言に関連してますよとい
う補足説明。私の発言を削除しなくて結構です。

渋田さん 浜竹の渋田です。事実を一言だけ申し上げさせてください。茅ヶ崎市議会で定例議
会が開かれた3月11日の日に地震がありました。そしたら、すぐに市議会の議員
さんはじめ市役所の市長さんはじめ、全員が議会の中に、ヘルメットを持って入れ
られた。それは、いわゆる議会の中にヘルメットを持って入ってはいけないという規定が
あります。これは違反行為なんですね。議会の中にヘルメットを持って入ってはいけ
ないという通知と、傍聴人に入る私たちのところにも大きく書いてあったんですね。
それらのことが事実としてありましたということをお知らせします。

そして、市議会の議場の中、どこも壊れていません。茅ヶ崎市の本庁の中にひびが入
ったとか何とかという一部の新聞に流れましたが、どこも壊れていません。それ
らのことも、みんな市の方たちは知っておられるので、そう言っでは申しわけないで
すが、茅ヶ崎市の商工会議所の圧力に屈するような議会であってはいけないというこ
とを最後に申し上げておきます。

商工会議所等の会員等からいろいろなお弁当とか差し入れをもらっている市の各
課があるということは認知されておりますので、これをつけ加えていただければ幸い
でございます。本当に弁当とか、夜の会合とか、または昼の飯をお世話になっている
ということが事実として認知されておりますので、このことも書いておいてください。
これらのご報告によって、事実として皆さんにご報告をさせていただきます。市民の皆
さんにもご報告をさせていただくということで、議事録に載っけておいてください。
よろしくお願いいたします。

山下(毅)さん 今、皆さんのご意見を聞かせていただいたところ、定義が曖昧だとかワークショッ
プ等をより充実したものにすべきだとか、いろいろ意見が挙がりましたが、ここで、
これらを反映した「制度」ができあがったと仮定します。「制度」ができたのはいい
んですけど、私が惟うにその「制度」に「権利」と「義務」が明示されていなければ、
やがて「権利」ばかりを主張し、肝心要の「義務」を果たそうとしない構図が生まれ
るでしょう。当然ながら「制度」は形骸化し、うまく機能していかないわけですから、
私は、新しい基本ルールの設定ないし変更が必要だと思う。ここで、ぜひ皆さんに考

えて欲しいのは、明治維新や戦後、なぜ日本があれだけ劇的に変わり、あそこまで成長できたか…。それは、「ルール」が変わったからでしょ。だから、私は、現状の「維持・改善」にとどまらず、現状を「劇的に変化・変革」させるには、ルールの変更は必須条件と考えるのですが…。先ほど、「趣旨を曲げて発言されることに対し危惧の念を抱いている」と云われましたが、これは、よくあることです。

私は、こう考えるのですが…。請願をはじめ、条例全般に係る「権利」と「義務」を明確にさえすれば、恐らくこういったことは起こらないだろうと。つまり、市民から選ばれた代表者は、「権利」を行使できるようになったところまではいいんですが、その後も責任をもって「義務」を果たしてくれないと、市民・行政間の権衡を保つのは難しいと思うのです。そこで、前回、私から提唱させていただいたのが「按察官」。正確に云うと「按察官訴権」の考え方を唱道したかったんですが、「按察官」は、「政治・行政を監視する古代ローマの政務官職のひとつ」であり、「訴権」とは、通説によれば、「自己の主張の当否について本案判決を求める権利」と解され、「私人が国家等に対して持つ公権で、裁判所に対し訴えを提起し、紛争の解決を求め得る権利のこと」を云います。私は、これらを広義に解釈・援用し、「公正・円滑に裁判が行われるよう裁判所に対しても司法取引等の有無を監視できる程の非常に強い権限を条例に盛り込んでしまおう」と考えた訳です。わかりやすく云うなら、「按察官訴権」に相当する役職・考え方を条例に盛り込み、市民・行政双方に於ける「権利」と「義務」の射程を明確化・明文化すれば、恐らく、それぞれの当事者間に於ける意識や認識等の「ズレ」は生じにくくなるだろうと。そういうことです。以上。

そういう制度がローマ法の中であったという。46ページの右上のアイデアに書かれているところのご意見の部分ですよね。あと、全体的に、ございますでしょうか。この意見は残しておきたいとかというところが。

前日も話をしたような気がするんですけど、「新たな手法」というところの中に、いつでも市民参加ができるという部分を残しておいてほしいんですけど、日常的に市民参加ができる仕組みというのは、他市でもいろいろな形を変えてあると思っていますし、46ページの最後のところに出しました、環境市民会議ちがさきエコワークは日常的に市民参加をしております。そういうものができなくなるとは困るということで前日も話をしたと思いますので、他のところで、これがそういう形なのかどうかわかりませんが、まちづくり協議会みたいなものとか、それから、まちづくり研究所みたいなところを設けたりして、学識の人もいるけれど、市民がそこに日常的に行って、いろんな市民参加をしながら市政の課題を解決していくというような方法をとっているところもありますから、そういうところがこれからの市政の中で閉ざされてしまうのは困りますので、そういうこともできるという内容を入れておいていただきたいと思うんですね。

全体討議のところ協働という話も1つ入っております。私は、茅ヶ崎市が協働という定義をしている協働と、言葉にするとそんなに変わりはないのかもしれませんが、私は市民と行政がともに1つの目標とか施策を解決したり達成するために協力して動いていくことが協働だと思っていますので、市民参加をすることによってさまざまな協働が生まれてくるんですね。茅ヶ崎市は特に協働事業が協働だという形にとらえられているところが多いんですけども、そうではなくて、様々な市民参加をして協働が生まれてくるというところを是非残しておいていただきたいと思うので、その

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
村中さん

辺の書き方を考えていただけたらと思います。

山下(毅)さん

今、「景観」や「都市づくり」について言及されましたが、先日、送っていただいたアンケートの結果をよく視てみると、回答者の一番関心が高い分野は「景観」と「都市づくり」です。ヨーロッパに行かれた方はよくわかると思うんですが、町並が非常に洗練されていて、うっとりするくらい優雅ですね。では、「どうやったら、あのような美しい景観ができるのか」ですが、それは、非常に強い権限を持った景観を専門に監視するスタッフたちが、毎日のように市を巡回して、建物の色や高さ等をチェックしているから。つまり、「斯様な住民たちによる努力の賜物に他ならない」ということなんです。私は、茅ヶ崎市民が「景観・都市づくり」に関心を示しているのであれば、これを市民参加のきっかけづくりの新しい「切り口・切り札」にして市政に興味を持ってもらえばいい。つまり、市民と行政の「橋渡し役」になってもらう。また、「若者離れを防ぐという意味でも有効かな？」と思うのですが…。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

渋田さん

今のあたり、協働とか日常的な市民参加ができる新しい仕組みというところも含めて、他に何かご意見等は。

浜竹の渋田です。今、茅ヶ崎市のモニターという制度がありまして、モニターになりたいということで、4月1日以降、何百人かの1人でモニターになっておりますが、茅ヶ崎市からモニターに対してアンケート調査とかそれらのものが全然来ないんですね。1回だけ4月の初めに来ただけであって、今回、推進課がアンケートをとられたということになっておられますが、茅ヶ崎市のモニターになっている人が300人か400人いるんだと思うんですが、それらの人には推進課からのアンケート調査が来てません。なぜ推進課は茅ヶ崎市のモニターに対してアンケート調査などをされなかったんでしょうか。それらのことについての回答はできるだけ早くしていただければ幸いということをお願いいたします。茅ヶ崎市には、進んでモニターになりたいという人が数百人いるはずなんですが、そこに対してアンケート調査をしないような推進課のこの報告書というのは疑問があります。申し上げておきます。「疑問があります」という言葉を入れておいてください。よろしくお願ひします。

青木(洋)さん

青木です。「その他の新たな手法」というところのことなんですけれども、全体討議の中で、協働、住民投票、いろいろ書かれてあるわけですが、非常に重要な項目であるのかなと思うんですけれども、例えば、先ほど協働の話も出ましたけれども、この市民参加条例の中で果たして協働をどう扱っていくかということについては、もう少し協働についての現状や、当然、今、庁内でもいろいろ議論されているのかなと思うんですけれども、そのあたりも含めて、このワークショップ、今日で終わりということなんですけれども、もう少し話し合う必要があるかなということと、Aグループの中で、NPOを新しい公共に取り込むことが必要であるという、いろいろ話し合いがされたようなんですけれども、新しい公共という概念が皆さんに共有されているのかなどうかということ。そこは行政の方から説明していただきたいのと、今、県レベルで新しい公共支援事業というようなことで新しい取り組みも始まろうとしているんですが、それと協働とは何がどう違うのかも含めて、ご説明願ひたいと思います。

ファシリ
テーター

(能率協会:白鳥)

新しい公共について茅ヶ崎市の中でどういうふうに位置づけたりしているか、あるいは、してないのかという、そういうご質問でよろしいですか。

青木(洋)さん

位置づけるかどうかも含めて、まず、新しい公共の概念というのはどういうことなのか、それが進めている茅ヶ崎市の協働と何が違うのかということが、皆さんがおわかりになっているのかもしれませんが、私はよくわからなくて、行政側から少しその辺、説明していただきたいんです。

山田課長

今、資料がなくて、詳しく説明できるかというのは自信ないんですけども、新しい公共というのは、内閣府が一昨年、「新しい公共」円卓会議でしたっけ、そこから出た言葉だと聞いております。もともと、行政が今までは全ての公共事業を担ってきたわけですけども、ニーズの多様化とか少子高齢化とか社会問題がいろいろ出てきた中で、行政だけでは今まで担ってきた公共事業を担い切れなくなってきたと。財源の問題も含めて、茅ヶ崎市においてもそうですけれども、税収が減って、職員が抑制されている中で、全ての事業を行政が今までと同じような形で担うというのはだんだん難しくなっているという中で出てきた概念だと理解しています。

公共団体だけでできない部分を担っていただくという部分を、新しい公共というふうに、NPOをはじめとして、市民活動団体とか地縁団体も含めた中で、そういう団体とともに新しい公共を担っていくと、新しいまちづくりを担っていくと、そういう基本理念だと思っています。

協働は、新しい公共という理念の前にもう既に出ていた概念で、もともと市民参加という中で、今までの議会制民主主義だけでは解決できなくて、いろんな市民が行政に参加して、一緒により良いまちづくりを進めていこう、そういうことが協働だと、大きく捉えれば、そういうことだと考えております。

三浦さん
(市職員)

企画経営課の三浦です。新しい公共については、総合計画の中の基軸の1つとして位置づけをしております、NPOとか民間事業者ですとか行政も含めて、多様な主体との役割分担と最適化。どういった事業をどの主体が担うのが一番効果的なのかということをもう一回見直した中で、適切な受益と負担に基づいて持続可能なまちづくりを進めていくと。そういう概念でとらえております。それを具体的に進めていくために、どういう仕組みが必要かということについて今後検討していくという状況でございます。

中村さん

私の理解がちょっと違うんですが、おそらく私が間違っていると思うんですけど、新しい公共というのは、要するに、今までだったら行政がやった部分の領域と、それから、NPOとか民間が進出してやった部分と、これの2つではカバーし切れない第3の領域がある。そこをどうしようかということが新しい公共と勝手に理解していましたけれども。

三浦さん
(市職員)

少し補足させていただきます。今のご意見にもあったように、いわゆる今までの公共という部分と市民ニーズの多様化によって生まれてきたギャップ、今まで市が中心になってやってきたいろんな公共サービス以外に、新しい市民ニーズによって、どこも担うことができないようなサービス、この求められるサービスについて、行政とNPOとか市民団体、事業者、こういうところがどこがどういう形でやるが一番いいのかということ、を、「役割分担の最適化」という言葉を使いましたけれども、もう一回再定義して、一番適切な主体が担う、そういう仕組みをつくっていこうととらえています。

青木(洋)さん

今、いろいろご説明があったんですが、言うならば、行政側から言われる新しい公共というのの手法の1つとして協働という概念が出てきて、また、その中で協働事業

和久さん

というのが今盛んに行われているのかなと解釈しているんですけども、果たして、この市民参加条例の中で、その概念と協働というものをどう理解して、この中に入れていくのか、あるいは、そうじゃないのか。そこをもう少し皆さんと共有して議論しないと、ただ単に、今進められている協働事業がそれでいいのかどうかという中で、この市民参加条例をこのまま突っ走ってつくってしまっているのかという、私の中ではそういう問題がありますので、皆さんとちょっと議論したいなと思っています。

青木さんの問題提起、僕なりに考えていることをちょっとお話ししたいと思うんですが、1つの例として、地方分権の問題を取り上げてみたいと思うんですね。これはもう既に憲法に規定されたことですが、しかし、その実質が2000年以来、ようやく前進し始めたということにあらわれていますように、憲法に基づいた行政ということ考えた時、あるいは国民の権利ということ考えた時に、それが必ずしも実現していない。こういう問題がたくさんあります。

そうした状況の中で、一体新しい公共というのをどう考えるべきかという問題があります。これは、茅ヶ崎市が言ってますように、先ほど、三浦さんも言われましたけれども、行政がだんだんやれなくなっているから、要するに、行政のスリム化のために、市民に今まで行政が担ってきたことをやってもらう。これを「新しい公共」と茅ヶ崎では言ってます。これは、憲法の考えるもの、あるいは地方自治法が掲げる内容と明らかに矛盾しています。したがって、私は様々な考え方があり得ると思いますが、茅ヶ崎において、自治基本条例や市民参加条例を考えていく時には、憲法の理念、そして地方自治法に則って、私たちはこうした問題をきちっととらえ直すということが重要だろうと思います。

これは既に行われている行政が正しいというわけじゃなくて、改善しなきゃいけないこと、改革しなきゃいけないこと、より憲法の立場に立って解釈しなきゃいけないこと、そういう問題がたくさんありますね。やはりそういう考え方に立ってこの問題を、公共性というものは何なのか、公共とは一体何なのか、こういうことで、やはり行政の果たす役割、そして、確かに社会状況の変化の中で、例えば、高齢者が増える、あるいはリタイアした人がもっと積極的に社会貢献をしたい、そういう分野が増えていきますから、やはり地域社会、皆さんからは持続可能な社会ということ、主には経済面から言われたような気がするんですね、財政面から。この概念はもっと広いものですね、国際的にも言われているものは、持続可能な社会のあり方という問題が国際的になってきた背景があると思うんです。

こういう分野の中で、茅ヶ崎における環境問題、行政のあり方の問題、市民との関係のあり方そのものを根本から捉え直すということが、茅ヶ崎においても自治基本条例が施行され、そして今、市民参加条例をつくらうというときに、私たちが寄って立つべき基盤ではないかと思います。

この立場から、私は、今、茅ヶ崎市が掲げている新しい公共という考え方は根本から捉え直される必要があると思います。その点で、様々な考え方があって、今日、時間の関係でこれ以上述べられませんが、青木さんからも問題提起されていますように、これをめぐっては、徹底的に市民レベルも含めて、そして、実際に行政を担っている職員の皆さんとも議論をやる必要がある。その上に立って市民参加条例が定められる。そして、場合によっては、その捉え直しを含めて、茅ヶ崎における市民活動推進条例とか、その他の条例はもう一度再検討を迫られる、そういう状況だと僕は理解

しています。

山下(毅)さん

今のご意見につけ足したいんですが、「新しい公共」の一つとして、私は「社会起業家」を挙げてみたいと思います。「社会起業家」は、利益を上げ、事業としての自立の意味合いが強いの点で、NPOとは設立趣旨が異なります。「協働」、すなわち「行政と市民が共によりよい社会をつくっていこう」という考え方のもと、社会が抱えるさまざまな問題に対し、ビジネス手法を使って解決に貢献しようとする人たちのことです。さらに、この社会起業家は、社会構造そのものを変える「仕掛け」を社会に齎すことが期待できるんです。その成功事例として、イギリスの前首相トニー・ブレアが提唱した「第三の道」は模範を示していると云えます。ブレア政権は、社会起業家に投資することで雇用を創出し、当時の不況を救っただけではなく、増税や福祉予算の削減を行うことなく社会の構造改革をも成し遂げることに成功した。とりわけ高く評価できるのは、これらの難問を解決するにあたり、行政・市民双方に於いて大きな摩擦を起こすことなくソフトランディングさせた点で、あの幕末の無血開城を彷彿とさせます。というわけで、協働という名のもと新しい事業を進めていく方法の一つとして、今、申し上げました「社会起業家の育成」をここで提案させていただきます。

三浦さん
(市職員)

さっき、新しい公共の中で、行政のスリム化のために新しい公共の位置づけがなされているというようなお話をいただいたんですけども、これ、決してスリム化を否定するものではないんですが、決して行政をスリム化するためだけに新しい公共を推進しているということではなくて、今、市の中で取り組んでいる事業の中に、もっと民間事業ですとかNPOですとか民間団体、民間の皆さんが担ったほうが、今、市がやっている形よりももっと充実した、市民にとってメリットのあるサービスが提供できる、そういう部分がいっぱいあると思っています。

ですから、そういう事業などについて、今まで行政がやってきたから、これは外に出せないということで市の中に囲い込むのではなくて、いろんな部分で、市の事業をより適切な形で提供できるさまざまな主体、さまざまなNPOとか事業者の方に、もっともっと出していこう、開放していこう、そういうような意味合いで進めておまして、行政の枠内にこだわらない、そういう形をつくることで、もっともっと民間の幅広い力をまちづくりの中に結集できるような枠組み、仕組みによって新しい公共の理念を達成させたいという考えで進めておりますので、確かに今までの取り組みからすると、どうしてもスリム化のためにやっている、下請に出すというふうにとられかねない。それは否定はしませんけれども、決してそれだけではないということだけご理解いただきたいと思います。

有竹さん

今の方に質問なんですけれども、今みたいに話してくださると少しわかるんですけども、多分、本当はどうかわかんないけど、茅ヶ崎ではちょっと別利用されているのかなと思いつつありました。例えば、今みたいにはっきりおっしゃれるんだとしたら、一番最近行われた市民討議会でそういう話を市民の人たちに伝えるとか、別な方法でそういうことを市民たちにアピールするとか、市の職員の人たちと一緒にそういうことを勉強会をすとか、具体的にどんなことを今もう既になさっているかを教えてください。

三浦さん
(市職員)

今申し上げたことについて、総合計画の中にそういう考えを規定しています。ですので、今回スタートしている新しい総合計画で、新しい公共と掲げた基軸の実現のた

めに、今、私がお話しさせていただいたことについては、今何をやっているというのは、なかなか具体的に言えないのですが、ただ、少なくとも言ったことを今やろうとしていることは事実です。「新しい公共」という言葉だけが今先行している状況なので、それをさっき申し上げたこと、まちづくりの枠組みができるように、これから進めていこうということで、今、サポートセンターを中心とした議論の中で、新しい公共研究会というような議論の場もあって、そういうところとも意見を交換しながら、新しい公共の実現のために、どういう制度なりルールなりをつくったらいのかということ積極的に検討しているところをごさいます、それに基づいて、下請などと言われないような形をつくっていきたいと思っております。

有竹さん

ありがとうございます。非常に聞きたかったことは、そういうことであるならば、ここで今やっていることとすごく深い関わりがあるわけですよね。だとすれば、ここが始まる時に、強制ではなかったとしても、市のほうからそういう話を最初の段階で、もっと詰めた段階の並行提案みたいな、そういうことはどうしてなされなかったのかなと今思うんですけども。

だから、課題とか目標の1つに、今のテーマというのは、今の私たちのワークショップに大きな位置を占めて、並行しながらというか、巻き込みながら考えてきたら、もっとわかりやすく、かつ有効なことができたかなと、ふと今思ったんですけども、そういう段階のものとか、そういう考え方のもではないんですか。

石塚さん

新しい公共、今の話は、基本的にはそういうニュアンスだと。ところが、総合計画の中で入ってきている部分に対しては、茅ヶ崎の中の13の連合会と連携しながら、そこで手を挙げたところの事業とせよ。それを新しい公共にするんだという話を一時やったんですよ。それがおかしいじゃないかということで、つぶれたんです。ですから、本当は4月からやるということで実施しようとしていたものに対して、一旦内容がとまって、再度、やり方と方法を検討しますよという形になっているのが、今、総合計画での新しい公共の考え方です。ですから、今言った理念と内容がちょっと違っているんで、逆に、こんなことをこの議論に入れること自体はおかしいんじゃないか。今までやってきたことに対して勝手にやって、つまり、新しい公共で連合会は総スカン食って、どこも手を挙げなかったよと。全部保留して、初め、4つぐらいで、お金も一千万の予算を充ててやろうかという話も一時出たことがあるんです。そういうことをやろうとしたときに、やり方と方法と今の協働との絡みと、協働事業の絡みとNPOの絡みと連合会との対応の部分でいろいろ課題があるよ、やり方の問題あるよということになっていると私は聞いているんです。

ですから、さっき言った理論の話と考え方と、僕がさっき話したかったのは、茅ヶ崎がやっている協働と一般に我々が言っている協働とは、協働事業は茅ヶ崎の分、事業は協働ですよ。我々が言っているのは、協働というのは、市民と行政が一緒にやっていくことを協働ですよと言っているんだけど、茅ヶ崎の考え方と行政のやり方と現実に違っているんです。そこを大別してくださいよと言ったのが青木さんの話です。新しい公共もそうです。全てそういうふうに、言葉の内容と実態との運用が違っていることが問題だよ。だから、それをきちっと層別することが正しいですよという話を先ほど青木さんが言っていて、私はそのとおりでなと思ったんだけど、あそこに付された内容がニュアンスが違っていたなど。それから、新しい公共に対しても、考え方の理論の話は出たけども、茅ヶ崎がやろうとした総合計画での協働の部

分の内容というのは内容が大分違う。ですから、逆に言えば、そういうことをきちつと市民と協力しながらやると。

それから、先ほどの話の中で、コミュニティとの連携でどういうふうにしたらいいのか検討していますということが、真実かもしれないけど、それはどういうふうに検討しているかということ逆を我々は知りたいですよ。今、5つのコミュニティがあるけど、その中でどういう協議でどうなったのかというのは1個も公開されてないから。もしそうであるんだったら、連合のコミュニティの部分で検討している内容は公開すべき内容であるんじゃないかと私は思います。以上です。

和久さん

新たなコミュニティ制度について、先ほどの意見に対して三浦さんから反論がありました。「行政のスリム化と見えるかもしれないけれども」という表現がありましたけれども、見えるんじゃないかと、行政が書いている文書に書いてありましたよね。これはどなたが書かれたか、お名前も知っていますが、それをあえて今日は問いませんけれども、いろんなことを言っているけれども、結局、ねらいは行政のスリム化だと。これが新たなコミュニティ制度を考える基本的な考え方となっていることを、庁内の職員の皆さんが参加した会議での責任ある人の資料でした。ですから、僕が勝手に解釈しているわけじゃなくて、行政のほんとうのねらいは、新しい公共というのは行政のスリム化だという、つつい本音を内部の会議なので言ってしまったということですね。それを僕が紹介しているにすぎません。

そして、実際に表に出ているさまざまな行政はそのようになっています。これは、今回のワークショップの一連の会議の中でもさまざまな形で証明されていると思いますので、そのようなやり方を根幹から変えて、憲法と地方自治法と自治基本条例に基づいた、市民が主権者となる位置づけがしっかり行われる行政にするかということが問われていると。このことを職員の皆さんにはよく考えていただきたい、心から考えていただきたいと思います。

三浦さんから、行政がやっている仕事を囲い込むのではなくて、できるだけ表に出したいと言われました。これは、一面合っているところがあると思います。しかし、もっと大きな問題があります。それは、職員の皆さんが市民のためにやれることをもっとやってほしいということなんです。具体的にたくさん私たちは市長にも問題提起していますが、専門的な仕事の仕方という問題がありますね。環境問題がその典型ですけれども、1分野で一部、あるいは1つの係のようところで完結するというようなことは、今日あり得ません。教育から社会からさまざまな分野にかかわって、職員が協力してやらなきゃいけません。しかも、その中で環境問題に非常に精通した職員の考え方や技術や、さまざまな地域の状態を政策としてまとめ上げる能力が問われています。そういうことが十分行われません。なぜか。3年、4年でどんどんかわっちゃうからです、1つの問題は。しっかりした専門的な研修の制度もありません。そういうことを、私たちはもう10年来、市長に指摘をし続けています。そういうものを解決しようということで、1つの例として、複線型人事制度というのがようやくスタートしましたね。これが成功できるかどうか。私たちは、ちょっと違うんじゃないのという目で見えていますけれども、例えば、こういうことをやっています。そういうことであらわれているように、職員の仕事の仕方そのものを根本からいろいろ変えなきゃいけないという時代にぶつかっているんですよ。そういうことをしっかり考えて、市の職員はどうあるべきなのか、まず自分たちがやらなければいけない仕事をし

っかりやる。そういうことの中で、新しい公共、市民の求める、地域の求める新しい仕事の仕方をしっかりやっていると、そういうことと関係なく、新しい公共という問題はあり得ないということの問題提起しておきたいと思います。職員の皆さんの反論を心から期待しています。

渋田さん

浜竹の渋田です。非常に大切な話があった後、現実の話を2分ほどさせてください。東京電力さんが3月11日に、福島原子力発電所が津波、地震のために壊れて、この3月と9月に東京電力の株は無配になりました。私のほうで得ている情報では、茅ヶ崎市の市民の方で2,000人から8,000人ぐらい、東電の株を持っている方がおられると聞いております。それらの方たちが茅ヶ崎市や藤沢市の飲み屋さんをはじめ商店にお金を流していた、いわゆる経済効果がゼロになってしまっております。現実的に3月と9月が無配になってしまって、1株500円ぐらいになった。

これらの市民の人たちからも、いわゆる新しい公共という言葉の中の1つとして、新しい公共というのは、市とか県とか国がするのではなくて、委嘱された、商工会議所の声のかかったような民間企業がするというに移行していくため、すなわち水道やガスや電気、その中の電気が公共事業または公益事業であったのが、今、民間企業にかわって、そのために東電さんの事故があって、買ったときには公益事業、公共事業で絶対つぶれるような、無配にならない会社だと思って買ったお金が、2,500円で1株買ったお金が今、500円以下になっていて、マイナスという事実を皆さんにお知らせするとともに、茅ヶ崎市にもそういう株を持っておられる方が2,000人から8,000人おられると聞いておりますので、その辺のことも十分に、「新しい公共」という言葉の中でお考えいただきたいということのために意見として申し上げます。よろしくをお願いします。

新しい公共というのは、国、県、市がやっていた事業を、いわゆる商工会議所の声のかかったような一部の企業に移行するということが原則でございまして、民間から内閣府の大臣になられた方の主張と全く同じでございしますので、よろしくをお願いします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

協働についていろいろ意見が出ましたけれども、課題はいろいろあるけれども、基本的にはより充実するためというようなご意見だったかなと思いますので、今時点では、その辺の課題を整理していくというところで一旦整理させていただければと思います。

中村さん

問題提起ですけれど、先ほど、議会の議員の、自分たちは選ばれたからということで、何でも決められるような感覚の議員が多いんですけれども、選挙のときに、マニフェストで、こういう重要な政策なり施策なりを書かないで選ばれた人に、議員に対して、市民は白紙委任しているわけじゃないんですね。ところが、議員の中には、そういうことを白紙委任されたので、何でもできるって誤解している人が多いですよ。これが先ほど言った、市庁舎の建て替え推進派の人です。誰も、それを選挙のマニフェストとして選挙公報に書かなかつた。それでやっているの、こういうことが本当に市民参加そのものを阻害するような要因になってくるんじゃないかと思って、私は心配して言っております。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

では、2-2の「個別手法」につきましては、ここで一旦終わりにさせていただいて、休憩を挟んで、次に「基本的項目」に戻って討議をしたいと思います。3時5分まで15分ほど休憩をとらせていただきます。よろしくをお願いします。

(休 憩)

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

始めたいと思います。そうしましたら、「基本的項目」で、1ページが「目的」になりますけれども、ここについてはグループ討議でも意見が白紙となってございます。

それから、3ページで「定義」とありますけれども、ここでは全体討議の中で、市民参加とは何かとか市民参加の定義自体が見直したほうがいいんじゃないとか、その辺の考え方が出ました。目的のところと定義のところ、ここをまとめてご意見等あれば議論したいと思います。

中村さん

私の意見は、皆様のお手元にもあると思うんですが、7月20日付の市民参加条例案、その中に第1条に「目的」と書いてありますけれども、このように考えています。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

7月20日の資料と31日に出した中で、何人かの委員の方からペーパーが出されている資料がありますので、その辺も適宜ご参照いただければと思います。

中村さんの第1条をご参考までにご紹介しますと、「自治基本条例第16条の規定に基づいて、条例の制定・改廃、運用もしくは評価または政策の策定、改廃、実施、もしくは評価の過程に民意を反映させるために、市民の参加に必要な手続その他の必要な事項を定め、もって市民参加によるまちづくりを推進することを目的とする」という考え方がお示しいただいてございます。

渋田さん

すみません。司会者が言われたので、私も読みましたが、私たちの言っている「政策」という言葉は除いたほうが良いと私は感じていました。今、読んでいただいたので、私を感じたことを思い出しましたが、条例の中で政策はできるはずがないということが基本でございますので、今、司会者が読まれた言葉の中に「政策」という言葉が入っていたと思いますので、それは除いてください。条例で政策はできません。

村中さん

ファシリテーターが今読んでくださったのは自治基本条例の16条なので、そこに書いてあることですから、それを抜かすということはできません。

それから、私の考え方を。他市の事例でも書いてありますけれども、定義というのをどういうものにするかというところで、自治基本条例に書いてあるものはもう既に定義されているもので、ここの中の全体討議であります市政とか市民とか、そういうものは全て自治基本条例に用語として定義されておりますので、わざわざ入れることはないと思っています。

その他にどういう定義をしなければいけないのかというのは、まだ十分に話し合われていないし、骨子をつくる時に、その辺は出てくるのではないかなと思っています。中村さんが書いていらっしゃるように、市民参加というものに関しては、16条で自治基本条例の中で定義がされていますし、その自治基本条例で市民参加という定義がされている、その前に、市民の権利とか市政の運営というところで、市政は市民の参加の下に運営されるというようなこともきちっと書いてありますから、定義の市民参加というのをもし入れるとすれば、16条の先ほどの内容を入れれば良いと思っていますし、あと、「目的」のところの書き方が、私は、市民自治を推進するためと思っています。茅ヶ崎市独自の地域としての市民自治を推進するために、こういうふうな

市民参加、市民参加条例とするかどうかというのは、私は疑問なんですけれど、市民参加条例とするということで書いたらいいかなと思っています。

石塚さん

名前が合わないから、名前変えようよ。「行政参加」というふうにしなないと。

ファシリ

市民参加条例自体の名前を変えたほうがいいのかということですか。それはまた、それで大きな話になりそうなところかなと思うんですけども。

テーター

(能率協会:白鳥)

今、「目的」のところ、市民自治の推進というようにそこを目的にしてはどうかというご意見がありました。

あと、中村さんの意見では、市民参加によるまちづくりを推進することを目的とすると。

あと、ご参考までに言いますと、中村さんのペーパーですと、理念の中で、第3条に基本理念があって、その後ろのほうでは、市民と市が協働して自立した地域社会を実現というようなことが、ここでは基本理念という位置づけで書いてありますけれども、やり方としては、自治の推進というところがあることと、それが目指す、もう一段上といたしますか、より良い地域社会といたしますか、そういうような直接的な目的と、それを生かして、さらに目指すべきというのは二段構えで書くというようなやり方もあるかと思っておりますけれども、その辺も含めて、ご意見とかもしあれば。

石塚さん

中村さんが書いた部分で、最後のところの部分で、「よって市民参加によるまちづくり」と書いてありますけれども、「よって行政参加によるまちづくりを推進することを目的とする」として、その前は変えないようにしたら意味が通じるんじゃないか。だから、市民参加条例は仕方ないから、基本条例で書いちゃっているんだから、その部分の中で、市民によって行政参加するまちづくりを推進することを目的とする、そういう具合にしたらいいいのかなと思うんだけど、だめなんじゃないかな。

事務局(村上)

市民自治推進課の村上です。1点確認で申し上げます。今、題名についてちょっとお話があったんですけども、市民参加条例というのは、あくまで今回、自治基本条例を受けて、市民参加に関し必要な事項は別に条例で定める、これを受けて市民参加条例と仮に言っているだけでございまして、そういう意味から、あえて、「仮称」ということすらつけてないというところでご理解いただきたいと思います。いわゆる一般論として、そういうタイトルを今押さえているだけです。最終的に条例の題名は、名は体をあらわすというか、形が決まって、中身が決まって、最終的にそれは何を決めているのか、それを簡潔明瞭にタイトルで決めていただくのが一番いいと思いますので、内容が決まった段階でご議論いただいて確定していただくのが一番望ましいかなと思います。

それから、あと、行政参加というところのお話なんですけれども、自治基本条例の中で、「市は」という使い分けと、それから「行政」という。「市は」とやると議会も入る市だということですね。そうじゃなくて、自治基本条例の場合は、定義の中で、「市長等」という言葉で押さえています。行政執行を行うのは「市長等」という言葉で言葉を使い分けていますので、その部分だけご了解いただいた上でご議論いただければと思います。以上でございます。

石塚さん

じゃあ、やっぱり直そうよ。「市民の行政参加条例」という部分で、題名を。そうすると、いろいろわかりやすいから。

ファシリ

行政への参加に絞って書くということにしたほうがわかりやすいんじゃないかというご意見ということですね。

テーター

(能率協会:白鳥)

石塚さん

題も条例の名前も「市民行政参加条例」。すっきりする。さっき、確認したら、基本条例にもそう書いてある。別に規制ないから大丈夫です。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

そういった意見をいただいて、具体的なところでは、もう一回骨子を検討する場面も出てくると思いますので、そこでもいろんな条件等を精査する中で、また吟味していただければよろしいかと思います。

中村さん

よく「参加」にかわって「参画」という言葉を使われますね。「参画」のほうが、何となく深入りしたようなイメージを与えるんですけど、「参画」を使うことはどうでしょうか。

山下(憲)さん

「市民行政参加条例」と言うと、ちょっと紛らわしいので、そこに「市民による」ということを入れたほうがきっちりするんですが。

石塚さん

私はオーケー、認めます。

和久さん

「市政」と言ったり「行政」と言ったりいろいろあるんですが、自治基本条例にもありますように、「市民参加（市民が条例の制定）」というふうにあって、市政全般に対する市民参加、市民が参加するという、こういう意味合いで「市民参加」という言葉を使っていますので、わかりやすさという点では、これを踏襲したほうが僕はわかりやすいと思います。

それから、「目的」のところは、例として、静岡市、多治見市、宮古市とあるんですが、他の部分も見ていたんですが、多少短い長いはあるんですが、大体こういうような書き方がいいんじゃないかなと思います。「参画」か「参加」かというようなことはあるんですが、内容の捉え方という点では、こんな格好で端的にまとめて、「よって市民自治によるまちづくりの推進を実現する」とか「市民自治の確立に資する」とか幾つかの書き方あるんですが、こんなふうな調子で変えたらどうかなというのが僕の提案です。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

事務局(村上)

あと、自治基本条例の中では「市民参加」という言い方をしているところと、「市民参画」という言葉が出てくることについて、その辺は大丈夫ですか。何か問題等あれば。

市民自治推進課、村上です。まずは、「参加」という言葉と「参画」という言葉の持っている意味というのを、まずは確認する必要があるかなというのが1つございまして、それと、今、司会者からご指摘がありましたように、先ほど定義のところでもご意見ありましたけれども、自治基本条例で定義として押さえている部分と違う概念が出てくると、それはまた違うものとして整理をしなければいけないという問題もありますので、その辺を整理しながら、言葉を使い分けていく必要があるかなと思います。以上です。

中村さん

先ほど、市は議会も含めると言われたんですが、市の中に議会は含まれないと僕は思っていたんですが。議会基本条例の中で議会の役割があるけれども、自治基本条例にも市としての役割とか責任とかありますよね。そうすると、基本条例で、例えば「市の責務」と書いてありますけれども、市の責務というのは、僕は行政だけだと思ったんですけど、議会も含まれるんですか。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。基本的に、自治基本条例の中で第3条に定義規定を置いていまして、その中で、まず、市というのが地方公共団体としての茅ヶ崎市。これはすべての機関を含みます。議会も含みます。市長も含みます。教育委員会も。そう

いう意味で、すべての団体としての市を決めています。

それから、第4号で「市長等」という定義をいたしました。それは、いわゆる行政執行機関、市長、教育委員会、選管、監査、そういったもろもろ、行政委員会というもの。そこを明確に規定を分けていきまして、言葉を使い分けているはずであります。そのように読んでいただく必要があるかなと思います。以上です。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

考え方としては、今までのご議論を踏まえて、骨子を検討する段階で、また詰めるということで、あと、また全体で振り返るときに何かあれば、ご意見をいただきたいと思えます。進んで、5ページの「基本原則」のほうに移らせていただいでよろしいでしょうか。

中村さん

市の責務と議会の責務というのを分けているんですね、ここでは。第3章の8条では議会と言っていますね。

村中さん

第8条が議会の責務で、第9条が議員の責務、10条は市長の責務、11条が職員
の責務。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

よろしいですか。今のところ、基本原則の部分ですけれども、ここでは、A、B、Cからの意見がかなり出てきている部分があって、その中から、今のところは、5ページの上にあるように、共通意見として、「市民が主権者であり、市民主体で自治を行うこと、市民主導の『市民参加』実現を図ることを基本に市民参加の仕組みを構築する」というところと、あと、市民と市の信頼関係を基本に市民参加を行うという2つの項目を共通意見という形で位置づけてございます。

渋田さん

浜竹の渋田です。特にCグループのところで、6ページにあります、「市民と行政は対等ではない。市民が主役」となっております。この点を5ページのほうでは、「市民が主権者であり」となっておりますが、主役と主権者の違い、その辺のところを司会者のほうでご説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

Cグループの中でも「市民が主権者」という言い方はしているので、そっちを持ってきて、今時点では案としてお示しをしているというところです。

渋田さん

私たちは、市民が主役といった言葉は理解してくれていると思えますが、「市民が主権者であり」と書かれたのはどう違うんですか。推進課と司会者の連絡がよくとれてないんだよ。

池田さん

細かいことはいいです。主役はなくていいです。私、Cグループだったんですけど、別に「市民が主役」というのに重きを置いているわけじゃないので、「市民が主権者」、もうそれで十分です。いいです。

石塚さん

私もCですから了解。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

一応、この「基本原則」のところは何を書くかというのが条例の中での1つの大きなポイントの部分かなというところはありますので、もう少しこの辺を書いたほうがいいのかというところがあれば、ご意見としていただいたほうがいいのかと思えますけれども。

石塚さん

今の、全体討議の中に出てくる情報共有の大切さを明記するという部分がこの中に抜けているので、考え方の基本の中に。情報共有が大切であると。明記するというのであれば、明記したときに、文章になってないんだよ。これは足しておいてください。

ファシリ

情報共有の考え方も「共通する意見・考え方」のところ足し込むと。

テーター
(能率協会:白鳥) 後ろのほうでも、「情報提供、情報公開の方法」というのは出てくるんですけども、ここでも位置づけておいたほうがいいという、そういうことでよろしいでしょうか。

石塚さん はい。全部言ってほしいんだ。わかりやすいという文章だけはやめてほしいんだ。わかりやすいって、何にもわかんないんだよね。わかりやすく提供する。行政はわかりやすいって言っているんだけど、「何、これ？」って行政に聞くと、「いや、わかんないです」という言い方だって、わかりやすく説明するなら、何が問題で、何がこうだ。だから、こうですよという話が5W1Hぐらいで出さなければいけない。ところが、いつも、わかりやすいと書いているけど、わかりやすいって何にもわかんない。ひどいときは番号で、6-3、何々条例、何々案とか、そんな数字を言われたって何の意味もわかんない。わかりやすいというのは、5W1Hでわかるような意味合いがわかりやすい。よろしくをお願いします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥) また後で何かあれば戻るといことにしまして、7ページで、「行政・首長の責務」でございます。この部分では、共通する意見ということでは、できるだけ早い時期からの市民参加、市民意見の反映方法や反映結果と理由の明確化、ここでも市政に関する適切な情報提供、市民と行政が議論しやすい機会と場の確保、この4点を共通意見というところで挙げてございます。

渋田さん 浜竹の渋田です。特に茅ヶ崎市の公務員の方たちのためにもお願いがあつて発言いたします。

「行政・首長の責務」となっていますが、これを行政じゃなくて「公僕」。公務員は公僕ですから、「公僕」という言葉を入れて、「行政」という言葉で言うんだったら、市民より上だという感覚を茅ヶ崎市役所の職員たちはまだ持つておられますので、「公僕」という、国とか県も皆さん使っておりますので、「公僕・首長の責務」と変えられることを発言いたします。議事録に載つけておいていただければ幸いです。「公僕・首長の責務」と変えてください。茅ヶ崎市の職員のあり方を直すためにも大切なことだということで、「行政」じゃなくて「公僕」に変えていただきたいという意見があつたことを書いておいてください。お願いいたします。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥) 考え方として、上から目線ということではなくて、市民と対等というか、十分議論してという考え方ということでよろしいんですかね。

中村さん 公僕というのは職員の立場ということをあらわしているわけで、行政というのは、要するに、組織を言っているわけですよ、市役所の組織を。だから、それを「公僕」と言っちゃうと、市長も公僕だし、あんまり意味はないし、そうじゃなくて、行政というのは市役所の組織として行政全般を司るところ、そういう意味で言っているんだと思います。大体、「公僕」なんていう言葉は、どの条例にあつてもない。そんなものは品がないからやめてもらいたい。

村中さん 中身じゃないんですけど、今、問題になった、「行政・首長の責務」と書いてあるんですけど、そこを「市の責務」にすればいいわけですよ。「行政・首長」というと執行機関だけですよ、考え方として。「共通する意見・考え方」のところは「市は」と書いてあるんです。市は執行機関と議会が入るので、そののところ、私たちが「市は」と考えるとすれば、「市の責務」で構わないわけですよ。その辺のところの整理がされれば、きちんとなるのではないかと思うんです。

ファシリテーター (能率協会:白鳥) 石塚さん 事務局(村上)

先ほどの議論だと、市というと議会まで入ってしまうというところがあるので、ここはもう一回用語を精査する中で、今出ている意見については、行政というか、主には市長部局だと思いますけれども。

市のほうがいいんじゃないですか。議会は我々を無視するわけでしょ。そうじゃなくて、議会も含めて市全体が我々の意見を尊重すると。だから、「市」が正しいです。

市民自治推進課、村上です。ちょっと補足的に申し上げます。今つくっていただいている資料が、項目出しが、最初にお示ししている基本方針がベースになっております。基本方針自体が平成15年に策定されておるんですが、残念ながらその辺の言葉がきちんと正確に使い分けられてないんですね。ただ、条例になると、その部分はきちんと整理をしなければいけないのでというところ、そこだけご理解いただきたい。

石塚さん

15年ね。つくったやつの方針を受けているわけじゃなくて、基本条例を方針で受けているんだから、前の話は別。基本条例できちっと大別させているんだから、それを入れたらおかしくなるよ。市の職員は、きちっと決まったことで話をしなきゃ。過去の話をしたらだめだよ。以上。

ファシリテーター (能率協会:白鳥)

一旦、議会も含めたほうがいいんじゃないかという意見も出てきたという形で整理をしておきます。

続いて9ページに行ってよろしいですか。「市民の権利と責務」というところで、ここは今のところ、共通する意見としてはブランクにしてあります。全体意見と、あと、B、Cというところから、若干意見が出ている部分があります。

石塚さん 幸村さん

全体討議の内容でいいです。そのまま移す。

ちょっと意見あります。全体討議の中で、市政というのは「市が行う活動の全体をいう」という、こういう定義で、今、活動全体が対象になればいいというご意見がありましたけど、新しい公共という考え方でいきますと、今度はNPOなり市民セクターが公共を担うという場面が出てきますよね。それを、この文言の市政の中にどう位置づけるか、定義づけるかということちょっと問題になるんじゃないでしょうか。だから、この部分は、市の活動というのは、今まで公共というのは市が独占的にやっていたから、それで市民も定義としては納得したところがあるんだろうと思うんですが、民も公共を担うよという時代を迎えようとしているわけで、その時に、こういう定義がそのまま、この定義、古い定義を引きずって条例化してしまうと、いろいろ不都合が出るように思うんですが、この辺いかがでしょうかね。

石塚さん 幸村さん

両方入るんじゃないでしょうか。入らないでしょうか。

入るんだという定義にどっかにしておかないと。

どこにも書いてないじゃないと、こういう話で無視されて外されちゃうと困るから。市民が困るから。民が困るから。こんな感じがするんですけど。

山下(毅)さん

今のご意見につけ足す内容なんですけど、民法に「私的自治の原則」という指導原理があります。これ、どういうことかというところ、「人は自らの約束(意思)に基づいてのみ拘束される」という思想で、「権力による支配及び服従の関係によるのではなく、本人の自由意志に委ねることを大原則とし、自己責任のもと、経済・法律関係も各人の意志に基づき形成される」という考え方です。つまり、この基本ルールを援用すれば、私は、あえて明文化する必要はないと思うのですが…。

石塚さん

ちょっと、今、意味が違うんじゃない。民はそれでいいですよ、民の権利は。だけど、新しい公共だから、連携した場合に、行政側がやるものと市民がやるものをど

ういうふうに関連して、その部分を一緒に入れるかどうかということを入れないというのが趣旨ですから、そうしたら、民の部分の権利を主張しちゃったらおかしいわけです。あくまで国民の義務は入れるべきだけでも、民法からしたらいけないんです。と思います。

山下(毅)さん

わかりました。どうも失礼しました。

石塚さん

実際には、この言葉って全部入るんですよね。

幸村さん

だから、入るんだという定義にしておかないと。

中村さん

参加の方法というのがありますよね、どっかに、後のほうで。その参加の方法のところで、それを規定したらどうですか。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

ただ、今のお話は、どちらかという、さっき出てきた、多分、46ページの中のNPOの育成とか支援というところと関わってくる問題提起かなと。

幸村さん

いや、もう育成とか何とかというレベルの話じゃなくて、NPOはこの公共は俺に任せろという場面が出てくるわけですから。言ってみれば、これは行政が手を出すなと、そういう極端な例だってあり得るわけで、それを市政の活動の範囲とするかどうか、そういうことです。今はそういうことがないから、市政は行政の活動範囲をいうという定義でまかり通るわけだけでも、今度はそういう単純な社会構造にはならなくなっちゃうんじゃないですかというのが私の危惧です。

青木(洋)さん

今の幸村さんのご意見なんですが、言わんとしているところはよく理解できるんですけども、それは結局、先ほどの話に戻っていくんですが、新しい公共の考え方にも基づいてくるのかなと思うんですね。基本的に、公共を担うのが市民と行政であれ、そこを担っていく者の権利として市民参加条例というのがもし位置づけられているんだとすれば、新しい公共は何たるものかということを中心に位置づけしておかないと、市民の権利とか義務とかの意味がきちんと理解されないんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

石塚さん

そう思います。だから、さっき言った、最後の46ページの参加の部分の中で新しい公共というものを入れといて、その内容は後で討議する形でやればいいのかと僕は思って、それで、さっきファシリテーターが言ったんじゃないかと思うので、それで理解できると思うんですけど。

幸村さん

新しい公共はこういう定義にしておきましょうねという定義づけを1回しておけばいいですね、とりあえず暫定的にでも。それで、暫定的なものを正式に、何か若干変えて、切りかえようというんだったら、その時に条例も切りかえる。事務的には面倒だけど、そういう対処の仕方があるでしょうね。今、新しい公共という姿が非常に流動的で、行政も市民も共通して十分理解しているという状況じゃないでしょうか、それを条例にどうやって担保しておくかというのは非常に難しい問題で、複雑な問題になるかなとは思いますが。ただ、意識しておかないといけないですね。いずれ2、3年たったら、すぐそういう状況、具体的に出てくるんでしょうから。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

1のほうの「市民の権利と責務」の中でもそういう課題みたいなのところがあるというところで、全体的に新しい公共とか、協働の部分が絡んでくる話になってくると思いますので、それらを踏まえて全体としてどうするかというのは、もう一度どこかしらで少し整理をしておく必要があるということだと思います。

幸村さん

十分気をつけないといけない。

石塚さん そのところは共通の課題の中に入れてみましょうよ、新しい公共と協働の部分の考え方は別途定めるという程度にしておいたらどうですか。

和久さん 和久ですけど、前回出てないので、その論議が見えにくいところがあるんですけども、「市民の権利と責務」のところですよ。他の市の条例などを見ると、市民の権利なんですが、市民の権利として定めているところが比較的少ないように思うんですね。自治基本条例の中で市民参加の権利ということ定めているので、それ以上のものをここへ書くということは書きにくいし、同じことを書きちゃうと二番煎じになるということで、省略をするということ、あるいは自治基本条例に基づくというような考え方でいったほうがいいんじゃないかという点と、それから、責務ということで言うと、市政に参加するように市民自身が努力をしていくというような方向性ではないかという気がするんですけども、他の市のところを見ても、そういう定め方、位置づけが多いように思っているんですが、前回、やはり権利と責務できちっと入れようという論議だったのかどうか。

村中さん 論議してません。

和久さん ああ、そうですか。何かそんな気がするんですけど。以上です。

村中さん 和久さんのご意見で、「市民の権利と責務」というのを入れようという話し合いは何もしていません。これが、タイトルは別にして、市民参加条例ということですから、市政に市民参加するという権利があるというところで条例ができるので、私もわざわざ権利というところに入れることもないと思いますし、それから、責務にしても自治基本条例のほうで市民の責務もそのところはちゃんと書いてありますので、特別に入れる必要があるかどうかというところはあると思います。ここを入れる必要はないのではないかなとは思えます。

それから、すみません、戻ってしまうんですけど、私の理解が悪いと思うんですが、新しい公共が独断的に市と全然関係なく独占的にやられる状況というのを、私はそれが新しい公共だとは思えないので、何らかの公共的なもので、もし市と市民団体とかNPOとかが連携してやっていくということでしたらば、そこに制約はついてくると思うし、市が行う活動でもあると思っていますので、市がしなければいけない活動を市民団体が代わりにやるにしても、その辺のところの規制というのはまた別にきちっとされれば、市が行う活動の全体でもそれが入っていくのかなと私は理解していたんですけど、その辺がもっと先を読んでというのは私にはちょっとできません。

青木(洋)さん 前段で申し上げたように、新しい公共ということになかなか市民側としても理解できないという状況の中で、協働について、協働とどう違うのか。総合計画の中で新しい公共が唱えられているとのことなんですが、協働事業との関係とか、それをどういうふうにして新しい公共の中で捉えているのかを、行政の方から、その進捗状況でいいので、ご説明を願いたいと思います。

和久さん 和久ですけど、青木さん、行政のほうから聞けばいいというんじゃないかと、市民自身がどう主体的に考えるべきかということで、ここでの議論が必要だという提起を先ほどしたつもりなんです。なので、行政がどう考えるかということ聞いてどうしようという立場では必ずしも青木さんもないと思うんですけどね。我々自身がどう考えるべきか。実はここが全然、この場というのは行政も含めてですけどね。だから、今、全体としてオーソライズされた方法がどうなのかというのは、先ほど、三浦さんからも話があったように、総合計画、あるいは条例その他で出ていたわけで

す。それに対しては疑問が多々出されています。なので、やはり新しい段階で自治基本条例が作られ、議会基本条例も作られ、そういうものに基づいて市民参加条例をつくらうという私たちは立場ですから、その新しい立場から、新しい公共や協働という問題は抜きには考えられないということなんですね。

したがって、新しい観点で、我々自身が主体的にどう考えるべきかということをやったり大いにディスカッションし、方向性を見出すということが必要で、そういう上に立って、この市民参加条例の中に位置づけられるべきだと思います。この場で主体的に議論しましょうというのが僕の提案です。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
中村さん

「権利と責務」というところ自体も、これ自体は置いたほうがいいのか、置かなくてもいいんじゃないかというご意見も出てきましたけれども。

前回、これに類したことを議論したことがあるんですね。それは、やはり自治基本条例で定義されているものは、それに逸脱するものは自治基本条例の趣旨からいって無効になるんじゃないかということで、それを拡大することも問題あるし、規定されているんだから、それを遵守しなきゃいけないから、そのままにしたらどうですかという話をしました。そうしたら、佐々木さんが、いや、市は自治基本条例を上位の条例とは考えていませんと。むしろそれを並行的、ほかの条例と同じような立場で解釈していると。だから、自治基本条例で書かれていることが必ずしもギャランティーされてないから書くべきだと、こういう意見をされていました。それはどうかと僕は思うんですけど、そういう意見もあったことを公表します。

和久さん

今の中村さんのお話、最高規範性に関わる問題かと思うんですが、これは確かに、私たち、自治基本条例をつくる時に、大いに行政との関係、あるいは市長との関係で議論になりました。佐々木さんが言われたようなことを市のほうは主張されたけど、これは学説に明らかに反するんですね。ですから、市の立場に立った学説はありません。どこからもこれは根拠が示されていないんです、残念ですけど。そういう意味で、最高規範性というのは、ちょっと長くなっちゃうかもしれませんが、形式的な最高規範性の問題と内容的な規範性と両方から規定されているわけですよ。これは法律学上、明らかです。

憲法に基づいているという論議がされているわけですが、1つは最高規範性だということ宣言するということ。じゃあ、宣言すれば最高規範性を持てるかということ、そうではなくて、内容が他の法律に影響を与える。他の法律をつくる時に、それに則るべき内容を備えているかどうか。そうした内容を得ての規範性。この2つから最高規範性が検証されるべきなんですね。そういう点で憲法を考えてみれば、これは一目瞭然ですね。そういう立場から見れば、茅ヶ崎市における自治基本条例はまさにそういう内容なんです。ただ、欠けているのは、これが条例の中でも最高規範性を持つという定めがないというところが大きく問題になったんです。それが、先ほどのような趣旨で対立をしたということなんです。

ここに、豊島区の自治の推進に関する基本条例というのが、平成18年につくられたものがあります、手元に。これは茅ヶ崎でいう自治基本条例です。こうした条例は全国にもたくさんあるわけですが、最高規範性ということをはっきりと第5条で謳っておりまして、この条例は豊島区の自治の最高規範であり、「豊島区が定める」というような言い方が結構多いんですけど、豊島区は豊島区の自治の最高規範ということ

明確に定めています。区民及び区はこの条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。茅ヶ崎では、こういう謳い方をしていませんが、内容的にまさにこういう立場に立って定められているということは、ずっと見てみれば一目瞭然ですので、やはりそういう意味での最高規範性を持った条例として私たちは受けとめて、そして、改訂すべきところがあれば、3年後の改訂に向けて改善していくということなども含めて、これをよりよく解釈し、実践し、意見を言い、これに基づいて新しい条例もつくっていくという立場に立って、この条例を受けとめるべきだと僕は思います。

青木(洋)さん

話がいろいろ戻って申しわけないですが、ワークショップのメンバーとして、市民と行政の方も一緒に参加して話し合っているという、そういう立場で申し上げているつもりなんです。先ほどの新しい公共と協働の問題なんです。これは市民参加条例の中で外して考えることはできない重要なところだと私は思っている。ここは行政の方がどう考えるかというよりは、このワークショップのメンバーとして参加している立場として、やっぱりご意見もお聞きしたいなと思っているので、是非コメントをお願いします。

ファシリ
テーター

誰からのコメントですか。行政からですか。

(能率協会:白鳥)

青木(洋)さん

総合計画のお話をしてくれた三浦さんに是非。

三浦さん

どういう質問ですか。

(市職員)

青木(洋)さん

協働と新しい公共と、今、両方出てきているんですけども、協働と新しい公共の関係、それは同じものとして捉えているのか、そうじゃない、別のものとして考えようとしているのか。何かそういう考え方があるのであれば、三浦さん立場の個人の考え方。

三浦さん

(市職員)

考え方、総務省のガイドラインの中の図ってご覧になったことないでしょうか。新しい公共空間という。茅ヶ崎市の協働のガイドラインにも引用して修正をした図があるんですけども、さっきから話が出ていますとおり、従来、行政が担ってきた領域、イコール公共と言われていた時代があって、そこから、それを超えて、社会情勢の変化と市民ニーズの多様化で、今まで行政が担っていなかったサービスが公共サービスとして求められるようになってきている。その従来からやってきた公共サービスと、それから、今、新しく求められるようになってきたさらに大きな公共サービス、このギャップの部分埋めるところを新しい公共空間という表現で、総務省が打ち出しています。

市民ニーズの多様化によって求められる市民サービスの増えた部分を行政だけが担うのではなくて、サービスを提供するに当たって、適切な主体、サービスの提供をより効率的、効果的にできるようなNPOとか事業者とか、そういう人たちが担う形がやっぱりこれからのまちづくりに必要じゃないかというのが新しい公共空間で、協働との違いというのは、その部分のうち、いわゆる企業が担わない部分、利潤追求の領域ではなくて、市民活動の延長線上で担えるような領域、この部分について協働推進事業としてこれまで取り組みを進めてきました。今度言っている新しい公共、総合計画で言っている新しい公共というのは、NPOが担う協働、利潤の追求を伴わない市民活動団体のミッションの延長上の活動だけではなくて、企業が行う利潤追求活動

の部分においても公共の部分を担当していただくということで、今まで市が進めてきた、NPOを対象とした非営利活動を中心とした協働事業だけではなくて、事業者を対象とした活動、ここの部分も含めて、市民が求めるサービスの提供を考えていこうということです。つまり、いろんな主体によって、地域を構成するさまざまな主体の皆さんと力を合わせてサービスを提供していこうということです。これまで進めてきた部分をより広くとらえて、公共サービスの提供を適切な主体が担える形をつくっていこうというようなことで考えています。ちょっと絵がないとなかなか説明しづらいんですけども、すみません。

青木(洋)さん
三浦さん
(市職員)

非営利だけではなく、営利も含めた中での公共サービスということなんですか。
はい、そうです。

青木(洋)さん

じゃあ、それを市民参加条例の中で位置づけるかどうかというのは、どうなんですか。利益追求というような事業を市民参加で、ありなんですかね。皆さんはどうですか。

山下(毅)さん

これまでの論旨を総括すれば、「新しい公共」という考え方(定義)とその位置づけをはじめ、流動的に解されがちな「市民・行政双方の権利・義務」等について、時代潮流に鑑み、これらをどう条例に盛り込んでいくべきかという趣意だったと思うんですが…。自治基本条例の実質・形式的最高規範性について、「新しい観点で我々市民自身がどう主体的に考えるべきなのか」を中核に据え、これを憲法の趣旨に照らし、皆さんと共に充分検証・議論しながら条例に反映させていくべきと思料されるならば、通説・判例をはじめ、自治基本条例の法意・優位性を慮り、従来の「一般法」に優先する「特別法」として新たに制定するというのはどうでしょうか。「一般法」と「特別法」がそれぞれ異なった規律を定めている場合は、「特別法」の規律が適用されます。「特別法」が規定される理由はさまざまですが、特別な分野に対しては、一般的な法律の他にその分野特有の規律が必要と解され、特別法を制定するのが通例です。私はこのように考えますが、皆さん、どうですか。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)
中村さん

別途違う枠組みで、これとは別に定めたほうがいいんじゃないかというご意見。

今のご説明で、利益を追求する意味では、指定管理業者がいますよね。これは従来やっていることです。それから、NPOで利益でない非営利団体でやっている者がいて、だから、利益をやっていることが従来やっているもので、別にその点では新しいので、新しいというからには、何かもっと別の要素があってよいのではないかなと思うんですが、私個人としてはなかなかイメージとして新しい公共というのがつかめませんね。

和久さん

三浦さんが言われた新しい公共、これ、先ほどの繰り返しになるところもあるんですが、絵がないとという絵があります。これは、僕、間違った絵だと思います。これは、行政に対する市民のサービスがたくさんある、増えている、多様化していると。これは全部担えないから、先ほどから出ているように、市民やNPOや企業等に担ってもらおう、こういう言い方、それを新しい公共と言っていますよね。

僕のは、イメージで言いますと、そうじゃなくて、茅ヶ崎市の一般会計、特別会計全部入れると約1,100億円。この中で、どういう事業をどういう優先順位で行う

べきか。1,100億円。もちろん市民の要求等はたくさんあるでしょう、おそらく。そうすると、市民の、これをやってほしいという要求が全部実現するわけじゃない。1,100億円の範囲でしかできませんから、それは当然ですよ。その1,100億円を使う時に、住民の意見をいかに大事にするか、市民の意見に基づいて政策をつくっていくか、サービスを選ぶかという、こういう問題があるんですよ。その根幹に市民参加がある、民主主義がある、市民主権がある、こういうふうを考えるべきだと僕は思います。だから、そういう立場から言うと、この絵は逆立ちしています。こういう側面があることは、僕は全く否定しません。先ほどお話したように、市民がリタイアしたとか、僕自身もそうですが、リタイアしたとか、あるいは市民自身が勉強したり、いろんなところで活躍しながら、本当にある分野について言うと、市のある部分の専門的な職員よりも一層有効なというか、力のある、知識も技術も持っている市民もたくさんいます。その人たちがもっと積極的に社会貢献していこうという分野も広がっていますから、そういう意味ではそういう側面があります、確かに。しかし、市民参加の根幹は憲法と地方自治法に基づいたものです。民主主義です。市民主権です。国民主権です。この立場に立って、市の予算に対して、いかに市民の立場に立った政策決定、選択をしていくことができるか。ここに根幹があるということのを是非考えていただきたい。三浦さんに特に強くお願いしたいと僕は思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

今のご意見は、事業の選択と集中の部分を市民意見に即して実施するというようなところが根幹だというお話だったかと思うんですけども、それと新しい公共というのは、また違う観点からのご意見という。新しい公共の根本がそこにあるべきかどうか、そんな考え方ですかね。

幸村さん

私は、市が総合計画で新しい公共というものを柱にするよという情報に接してから、新しい公共って何と。私、たまたまNPOの世界にいるものですから、いろいろ話を聞くと、どうもNPOが新しい公共を担うのねと、それは大変だと。そんなNPOなんて茅ヶ崎にあるの、世の中にあるのと、みんなお金なくてピーピー言っているよ。そんなのが新しい公共をやって継続的な事業を任せられたら、みんな逃げ出しちゃうんじゃないのという疑問から始まって、じゃあ、一緒に新しい公共って何かよくよく教えてちょだいよということで、実は行政と25人ぐらいのメンバーで1年間共同研究をやってきました。あと1カ月ぐらいで計画報告書を出しますけど、端的に言うと、例えば税収が減っているとか、あるいは共助でやってきたサービスをみんな公共サービスに肩がわりさせられているとかいうような、いわゆる財政的な、それから社会的な構造変化で公共がこのままいくと担えなくなるというリスクが非常に大きな社会になっちゃったんだということもわかってきました。

それで、総合計画で言っている新しい公共の姿は少なくとも2つあって、いわゆる公共の部分を民間に担ってもらおうと。それは、アウトソーシングであるとか指定管理者であるとか、あるいは民間企業の事業として担ってもらおうとか、いろいろのパターンがありますが、1つは、今までの公共サービス、事業の幾つかを、幾らかを民に担ってもらおうということと、もう一つは、家族が破壊し、地域が破壊している、いわゆるきずながなくなってしまうという非常に惨たんたる世の中の中のいつの間にかなくなってしまって、今まで家族や親族や地域というものが担ってきた共助の部分、これが全く機能しなくなっちゃったと。だから、少なくともこういう部分については、NPOもそういう事業の存続を担ってもらえないかと、そういうものを含めて、全体

的に新しい今までの公共に対して「新しい公共」という名をつけて認識され始めた。そういうところまでわかってきました。

したがって、今までNPOも、それからNPOでない団体も、自分たちのミッションとして、是非自分たちの力でまちを良くしていこうとか子育てを支援しようとかという事業をやってきた人たちから見て、なおかつ、寄附を集めて、それを自力で経営してきた人たちから見れば、新しい公共と言ったって、従来の公共とどこが違うのよと、そういうジレンマを持って冷やかに見る人たちも大勢いるわけです。それはそれで両方とも正しいと思いますが、私たちの拙い1年間の調査研究からいきますと、やはり失ってしまったきずなを何らかの形で地域社会に取り戻して再生しないと、やっぱり将来やっていけないんじゃないのということで、そのやり方としては、それを行政と一緒にやるか、これはNPOの俺に任せろという分野をつくってやるか、いろいろのパターンがあると思いますが、少なくとも、殊、協働事業という件に関しては、行政が考えている事業を民間と一緒にやるという、共同でやるという協働だけでは、とてもじゃないけども追いつかないはずだと。したがって、むしろ新しい公共というのは、それが何かの成果を出すとするれば、これは自分たちに任せろという部分が、財政的にも経営的にも人的、資源的にもでき上がっていかないと、新しい公共の姿というのは実際の市民には目に映ってこないかな。そういうことで、従来の協働ということからいけば、今度、新しい公共で迎えようとしている協働は、かなり分野をお互いに分担し合うとか、私は今、それをマクロな協働と言おうと考えていますが、そういう新しい協働という姿を構築していかないと、全部新しい公共というものを、従来の協働という概念だけでは分担し切れないかな、そんなふうに考えています。

中村さん

まだぴんとこないんですが、新しい取り組みとしてPFIというのがありますね。民間資本を利用して、民間のリスクで全て運営するという。資金面も利益面も民間のリスクで運営するという方法があります。これは、市はほとんど丸投げで、市には関係なくそれをやることができます。おそらく指定管理業者の場合は、具体的にはわからないが、大体が委託契約で、委託費が指定管理業者に流れている。だから、市は関係しているわけですね。だけれど、PFIの場合は、完全にそれは民間に投げることができる。そこらあたりを市は、もしかしたら狙っているんじゃないですか、新しい公共という意味で。

石塚さん

誰も答えられないんじゃないの、今の話、難し過ぎて。それを入れるか入れないかの問題と公共の部分を市民参加と一緒にするかしらないか、仮にそういうことがあるといたら、別項で、こういうことがあるから別に考えてみましょうよという項目だけであって、話がありましただけにしておかないと、決まってない話を入れたって無理だし、行政だって、今、こういう案があるかもしれないと言っている話を、今、この中に入れて本当に論議することじゃないんじゃないかと思う。大き過ぎちゃってさ。市が考える行政と我々が考える市民参加とは桁が違うような意味だからね。だから、こういう話がありましたということで、共通する課題事項がありましただけにしておいたほうがいいんじゃないかと思います。

蔵前さん

私も同じような意見です。今ここで話し合うのはもう時間もないし、よく理解できてないものをここに取り込んでというのはとても難しいことです。もしかしたら、うそになっちゃうかもしれないし、せっかく幸村さんが頑張って1年間研究してきたことを私たちは違う理解をしちゃうかもしれないし、今ここでは判断できないので、市

民参加条例をちゃんと整えることのほうをしていったらいいんじゃないかな。

新しい公共ということは、また別枠で考えたらいんじゃないかなと思うんです。もっと大変なことのような気がします、今お話を伺っていて。とても自分の中で理解できないです、今すぐにと言われても。やっぱりここをきちんと整えていって、最後、良い方法を。

小池さん
(市職員)

教育政策課の小池と申します。新しい公共の議論というよりは、市民参加の方法として、新しい公共は、自治基本条例でいう市民、企業を含めた市民が担い続けるということからすると、先ほど、先送りになっているんですが、日常的あるいは恒常的な市民参加の仕組みをつくるべきだということに私は該当するものだと思うんですね。誰かが新しい公共としてやっている事業に対する市民参加を規定するのではなくて、新しい公共というような言い方をした中で、恒常的あるいは日常的に市民が公共の一部を担っていくという仕組みを考えるというところで議論したほうが良いと私は思っております。

新しい公共自体は、三浦さんが説明したとおり、行政、あるいはここで規定する市民のうちのどの主体が担うのが一番いいのかということ振り分けていきたいと思います、適正化していきましょうということなので、そういう意味では、今言ったような市民参加のところで位置づけたほうが良いと私は思います。

石塚さん
小池さん
(市職員)

位置づけるって、どう位置づけるんですか。位置づける意味がわかんない。

新しい仕組みを規定しようという話がありますよね。

石塚さん
小池さん
(市職員)

規定してないでしょ。

まだ規定してない。

石塚さん

新しい公共の意味がよくわかんないから、市民参加との関わりはどういうふうになるのか、接点がかめれないから、こういう意見がありましたらただけにしておいたらどうですかという話をしているんですよ。これを入れろという話とPFIの話とちょっと大きな話と3つ出てきて4つになっているから、それをどういうふうにするのという。市民参加に入れるかどうかといたら別問題じゃん。だから、ご意見がありましたらただけにしておく。それは偽ってないし、決まってないし、定義もできないから。ただし、意見としてありましたよと残すこと自体、それでいいんじゃないかと思う。そのぐらいにしないと、あと40分で終わらないよ。

小池さん
(市職員)

はい、結構だと思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

話を戻しますと、ここは「市民の権利と責務」というタイトルであって、冒頭の中では、全体討議の意見を共通意見にしたらという話もありましたけれども、一方で、こういう自治基本条例に書いてある意見であれば、ここにあって特出ししなくてもいいんじゃないかという意見もあったので、その辺の両方の意見を位置づけておくということとともに、それから、新しい公共と協働、あるいは市民活動への参加といったような部分については、ここで位置づければいいのか、他で位置づければいいのか、それもありますけれども、ここでは必ずしも合意形成までできなかった意見という形でまとめておきたいと考えます。よろしいですか。

村中さん

新しい公共も協働も、松下先生の講演会があった時に話が出ましたが、自治基本

条例の中で基本理念に協働があるというような考え方をされていて、それも違うというふうな話になったと思うんです。それから、自治基本条例のアクションプランの中でも、協働に関しての考え方、ガイドラインというのは市民活動推進委員会の中だけで決定してしまっていることで、市民との話し合いもあまりなくということもあったので、ここで今、これ以上議論する必要はないというお話でしたけれども、茅ヶ崎市としては、新しい公共と協働に関しては、もう一度きちっとした考え方とか。

石塚さん

定義ね。

村中さん

うん。私は新しい公共というのはないと思っていますので、その辺のところに関してもきちっと市民と話し合っ、自治基本条例にも合致したものを、もう一度考え直していただくようにということをお願いしておきたいと思います。

ファシリ

では、この部分は一旦、以上で整理させていただいてよろしいですか。

テーター

そうしましたら、最後の3の「市民参加推進の仕組みや体制、条例の見直しに際して」というところについて、ご意見をお願いいたします。

(能率協会:白鳥)

和久さん

市民参加検証と推進のための市長の附属機関、これはできるだけ独立性を高めるという工夫が必要かと思うんですが、そうした立場に立った機関が必要だと僕は思います。

ファシリ

48ページの赤字のところでは、公募市民、学識経験者、市職員で構成する市民参加促進委員会を、ここでは行政とは独立した機関というところですけども、この辺と近い意見というか、そういう考え方だと思いますけれども。

テーター

(能率協会:白鳥)

村中さん

私も和久さんの意見と同じですが、今の自治基本条例の推進は、推進に関しても評価に関しても市民参加が担保されていません。任意で自治基本条例、市民の会というのは、アクションプランについての協議とか意見とか提案等を何回か今まで行っていますけれども、是非今度の市民参加条例に関しては、推進も評価も市民が参加して、もちろん職員も参加して、委員会としてできるだけ設立をしてほしいと思っています。

和久さん

すみません。1つ落としました。先日、市長に会う機会があつて、伺ったら、自治基本条例の見直しに関しては、市長の附属機関としての検証機関を設置するべく検討しているという話を聞いたんですが、市民参加の問題も含めて、そこにも市民が参加できるかということも含めて、もし差し支えなかったら、検討状況を報告していただくと参考になるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

山田課長

行政総務から直接話をお聞きになっているのかもしれませんが、ちょっと私、不認識で申しわけないんですが、その話、初耳なので、ちょっと調べて、それはお知らせするようにいたします。

中村さん

市民参加の1つの形態として住民投票があるんですけども、住民投票はもう話しましたっけ。まだでしたっけ。住民投票は地方自治法でも規定されているし、憲法でも規定されているんですけども、それ以外に、住民投票ができる範囲を広げてもらいたいと思います。1つは、大規模な投資を必要とするような公共施設の建設、もう一つは、著しく将来負担の増大を招くおそれのある大型市債発行、3番目に、その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす政策及び条例の制定と、こういうものを加えていただきたい。

ただ、条例の制定や何かは、地方自治法にもできることにはなっているけれども、その条件の緩和をお願いしたいと思います。たしか50分の1だったですよ。選挙

権を有する住民の50分の1のあれがないとだめなんだけれども、それをもうちょっと簡易にできるような形に改めてほしい。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

住民投票については、自治基本条例の中でも規定は一応されているということで、また、常設型の条例の検討という話とかになっていくとなると、ここではまた、それはそれで1個のテーマになってしまうと思うんですけども、ここでは住民投票関係について、これだけは言っておきたいみたいなどころがあればお伺いしておきましょうと思います。

山田課長

皆さん、ご存じだと、住民投票については自治基本条例の第28条で別に定められておりまして、現在、行政総務課のほうで、今年度はたしかアクションプランの中で出ていたと思うんですけども、今年度は住民投票の仕組みについて調査・研究をやりまます。来年度、具体的に動き出すというお話をちょっと聞いているところなんです。ですから、多分、現在の市の方向としては、別の条例で定める方向で、今、検討しているということは申し添えておきたいと思います。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

3番の仕組み、体制、条例の見直し関係はいかがですか。何年ごとに見直す規定が要るとか。

幸村さん

市はかなりお金を使って、市の中の情報化ということは進められていらっしゃると思うんですね。仕事をやるには、職員1人当たり1台のパソコンがあるのは当たり前ということで、職員の各人にはパソコンが配付されていますし、それを有効に使って、いろいろの仕事をされているんだろうと思うんですが、議会も含めての話かもしれませんが、行政と市民の間のICT化というのは茅ヶ崎は遅れているんですよね。そこを強化すると市民参加がかなり進歩するか、進化するかなと、そんなふうにも思うんですね。他のまちを見ますと、市長がツイッターをしているなんていうのはもうごく当たり前で、茅ヶ崎の市長は何やっているんだというぐらい茅ヶ崎は遅れているんじゃないかと思うんですが、それは1つの例として、行政あるいは議会も含めて、いわゆる茅ヶ崎市と市民の間のICT化ということにもっと投資をしてほしいし、いろいろのサービスを考えていく、そのサービスの1つに市民参加というメニューが登録されている、こういうことじゃないかと思うので。

例えば、大阪の堺市ってありますね。あれは80万ぐらいのまちですけど、人口80万人。それで、茅ヶ崎でいう市政モニターが250人。フェイス・トゥー・フェイスで活動するモニターが250人。ICTを使って、ネットでモニターをする市民が250人。市政モニターが合計500人いるそうですよ。そこから上がってくる情報というのはすばらしい情報になるんだろうと思うので、そういうことをやって初めて、市民ニーズを大事にしていますと、そういうことになるのかなと。それに比べて、茅ヶ崎は市民と行政との間のネットワーク化が大変遅れていると思いますので、それを強化することも市民参加の現代版の1つかなと、そんなふうに思います。以上です。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

3番というよりは、その前のところの新たな手法か、あるいは情報共有とか情報提供のところに絡む話で出てくるかもしれないですね。

幸村さん

どこでもいいですけど。

ファシリ
テーター

では、あと、全体を通して、どこでも結構なんですけれども、ここで追加したい部分、あるいは補足等がございましたら。

(能率協会:白鳥)

中村さん

既に今までの中に盛り込まれているんですけど、今回のワークショップで感じたことは、やはり市民と市との信頼関係、これの醸成というのが本当に必要なんじゃないかな。真の市民参加、あるいは市との協調というのは、まずお互いを信頼することから始まらなきゃいかん。そういうことを意識した市民参加でないと、結局は非難とかいうことで、決して良い結果は生まれないと思いますので、私が今回感じたことは、これから新しく仕切って、お互いを信頼して、そして、至らないところがあれば、お互いに改善を目的に指摘をしていくと、こういうような姿勢が大切ではないかと感じております。

幸村さん

条例の中で多分制定を義務づけるのかもしれませんが、市民会議か何かありますよね。その市民会議で市民参加推進会議のようなものができると思うんですが、その中で、パブリックコメントで市民が出した意見に対して行政の回答が不十分だと市民側が受け取る場合は、再回答の要請を出せると、そういう制度を是非つくっていただけないかなと思っています。

以上です。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

幸村さん

それを、今議論した市民参加推進組織みたいなところの中で検討をするという。

要するに、そういう会議に、不満を持っている市民が申請をすると、その市民が出したパブコメの市民意見と行政の回答を第三者的に市民会議が評価し直して、市民、これで十分納得するべきだという判定、いわゆる不満に対する判定と適切な処置を判断していただく、そういうようなことを是非やってほしいなと思います。そういう意味です。

有竹さん

質問なんですけれども、市民アンケートの結果というのをもらっているんですが、この結果を、どれをとって考えたらいいかよくわからないんですが、回答者が21名で、これが多いのか少な過ぎたのか、初めから想定されていてこうしたのかよくわからないんですが、でも、せっかく書いてきてくれたこの人たちのものというのはどういうふうに反映するんですか。送られてきた時に、何かちょっと解説とか評価というか、こういうふうに考えますという紙が入ってくるのかなと思ったんですけど、それはなかったの、とりあえず今、質問なんです。

山田課長

このアンケートにつきましては、結果として、この人数しか寄せられなかったことは大変残念に思っております。ただ、もともとそういうことを予定していたわけではなく、例えば、全自治会が集まった自治会長会議とか、あと、自治会長の連合会長が集まった会議とか、そういうところで事情を話させていただいたり、また、各戸にも、市民参加条例、今こういうことをやっていますということで回覧をさせていただいた中で、私どもとしては最大限努力をしてきたという考えでいるんですけども。ただ、結果としては反映されなかったの、確かに残念な結果になったというのは私どもも実感しているところです。ただ、これだけの二十何人からはいただいているわけですから、これ、しっかりと読み込んで、これから条例案をつくる時に活かせればなどは考えております。

有竹さん

ということは、これからそちらが読み込んでくださって、反映させていく。

山田課長

というか、これから皆さんと一緒にやっていくものですから、後から話はありま

すけれども、条例文案をつくる時にも皆さんと一緒にやっていくわけですから、その中で皆さんと一緒に読み込んでいって、反映させていく部分は反映させていきたい。

中村さん

それから、例をとると、パブリックコメントでよろしいんですけれども、よく「サイレント・マジョリティ」という言葉が使われて、やはりパブリックコメントに意見を出す人の数が限られていますよね。その時に、議員もそうですし、場合によっては、行政のほうもサイレント・マジョリティの意見は、まだ聞いてないし、ごく一部の限られた人の意見であるからということで、その取り扱いがそういうようなことでやられてしまうとパブリックコメントの意味もないので、これは行政とじっくり話さなきゃいけないけれど、本当に行政に反映させるのに、この論理を使わないでやってもらいたい。むしろできるだけ多くの人の意見を集めるような努力をして、なおかつ少数意見であった場合でも、それなりの評価をして対応するというような、何かそういうことをしないと、市民参加がだんだんだんだん遠ざかって、皆さんの興味から外れていくような気がします。

山下(毅)さん

今のご意見に補足させていただきます。パブリックコメントや今のアンケートに関する質問内容及び方法の是非・適否については、前回のワークショップに於いて、私からご案内させていただいたとおり、アンケート等を行うにあたっては、まず、「その目的は一体何なのか」、それから、「その対象は誰で人数はどのくらいなのか」を明示すべきだと思うんです。回答者に対し、調査・分析等のプロセスをはっきりさせておかないと、「アンケートをとる意味は、果たして何なのだろうか？」という疑問を抱かせることになり、こちらの趣意がうまく伝わらず調査そのものの形骸化が懸念されます。アンケートの実施には、必ず「回答者にどのような結果を求めようとしているのか」という「目的」があって、それに対し、回答者にある種の「行動（回答作業）」を期待するわけですから、一部重複しますが、「どういう目的で行い、その結果を何に反映させようとしているのか」等の前提条件を明文化すると思います。これらを徹底してやらないと、正確な結果は期待できないだろうし、ましてや、今回、ここで同じような質問は出てこないはず。ここら辺がきちんとクリアされていれば、回答者自身もアンケート用紙に目を通した時に概ね納得したかな？と…。私は、そう考えます。それと、もう一点。「新しい公共」についてなんですけれども、先ほどイメージが湧かないというご意見があったんですが、これは、それに相応しい事例かどうかは判りませんが、韓国では、官民が一体となって効率よく海外市場を開拓しており、ご存知のとおり、韓国政府が率先してタレントや原子力設備等を売り込んでいます。しかも、韓国は、今のウォン安も手伝って非常に勢いに乗っていて、いろんな意味で見習うべき点があると思うんです。彼らは、「新しい公共」や「協働」という概念・仕組みを行政側だけの事業に限定せず、これを柔軟に解釈し、官民双方の特色を生かしつつ、また、不得意分野については相互補完し事業を成功に導いている。身近な例を挙げれば、タレントの「KARA」や「少女時代」等…。これらは、他ならぬ「官民一体の成功事例」であり、私は「協働」乃至「新しい公共」の典型であると考えます。まず、「大体こういうものだよ」というイメージを抱いていただければと思います。挙例いたしました。以上です。

濱村さん

こういう会合に出て、いくらか市の状況がわかるんですが、私、いつも同じことを言っているんですが、今、茅ヶ崎市がつくって発行している「広報ちがさき」とかホームページというのは、例えば、ワークショップがいついつ開かれるとかというのは

あるけれども、かいつまんで内容がわかるホームページにはなっていないし、「広報ちがさき」に至ってはほとんど皆無であるというふうな感じ。情報の共有とか建前論はあるんですが、本当にできるのかいなと思うし、それから、「広報ちがさき」を見てみると、行政目線で、市民はこんなことがわからないから知らせてやるよというのが、最近、続けざまに出ているような気がしております。

そういう意味で、本当に情報を共有するためには、市民の編集委員を思い切って「広報ちがさき」とかホームページとかに当て込んで、市民と協働でそういう情報づくりをしていかないと、かなり厳しいんじゃないかなと。特定の人には、情報を得る機会がある人はいいかもわからないけど、それ以外の人にはほとんど情報がないままになってしまう可能性があるということをつくづく感じております。以上です。

和久さん

すみません。どこかにあるかと思うんですが、念のためということで。市民参加で出された市民の意見についての行政側の尊重義務、できるだけ政策に反映させる義務等についての規定をどこかに入れてほしいということをお願いしたいと思います。

ファシリ
テーター

資料の17ページで、意見の取り扱いの記述が入っている。そこでよろしいでしょうかね。

(能率協会:白鳥)

山下(毅)さん

ICT化、これ、私、幸村さんの意見を聞いていて、なるほどと思ったんですが、これは市が率先してやっていくべき課題の1つだと思います。というのは、按察官制度にちょっとかぶっていて、つまり、モニターとかしていて、もうごまかしが一切きかないんですね、規制も。であれば、500人もモニターがいれば、おそらく、今ここで挙がっているような問題というのは解決の方向に向かうんじゃないか。IT機器を持ち合わせない、つまり使いこなせない人たちに対しては、それなりにサポート、電話とか、穴埋め的な手段で行っていかないと。つまり、デジタル、アナログの両方を行って市民サポートしていければ、より市民の目線での行政に近づけるんじゃないかということですよ。

村中さん

すみません、時間がないのに。19ページの「情報提供、情報公開の方法」というところで、前から石塚さんが、わかりやすい情報というのを書くなど言っているんですけど、「分かりやすい情報」と書いてあるんですね。私も、ここにどういうふうな文章として書いたらいいかはわかりませんが、総合的に考えた情報提供をしてほしいと思っています。自分の課のところだけの情報提供をしていただく、こちらもわからないので、そういう請求をしたりとかしますんで、それをする、他課と関連しているものがあつたりとかするんですけど、それだと問題点を見失ってしまって、後の祭りということがいっぱいあるんです。施策に対する職員の姿勢とか物の見方にもよると思うんですけど、こういうこととこういうことが関連して、今、進行していますので、これも情報として見たらどうなんですかということまでも助言できるような職員の情報提供とか情報公開をしてほしいと思っています。

山下(毅)さん

最後に一言。 市政に「ブランド・エクイティ」の導入を提唱いたします。これは経営用語の一つで、どういうことかという、 「ブランドが生み出す知名度やイメージ等の付加価値全体をさす概念」です。これを市政に当てはめれば、「『茅ヶ崎ブランド』が市民をはじめ、社会全体に対して持つと解されるさまざまな無形の資産価値」のこと。つまり、「人気タレントの好感度のようなもの」とお考えいただければ、もっとわかりやすいでしょう。茅ヶ崎市が、公共サービスの充実をはじめ、情

報公開やICT化等を更に推し進めていけば、タレント同様、好感度はぐ〜んと上がって、競合する他市町村に対し、あらゆる点で優位性を築くことができます。反対に、不祥事等が明るみになれば、この「無形の資産価値」は一気に下がり、たとえ僅かな増税であっても、その実施は難しくなるでしょう。というわけで、ぜひ「ブランド・エクイティの概念」の導入をご検討願います。

中村さん

「行政、首長の責務」の中で、これは7ページですけれども、是非入れていただきたいのは行政改革。本当は、議会が入っているなら議会改革。殊に、今、市の財政、大変ですので、長期的にどンドンどンドン歳入は減るし、歳出は増えるという状況にあるので。

石塚さん

市民参加条例の中に行政改革は入らないんじゃないかと。

中村さん

いやいや、市の責務。「行政、首長の責務」の中に、行政改革を推進してほしい。市民参加に関係することだけね。……ああ、わかりました。しかし、大切なんだよ、これ。

ファシリ

テーター

(能率協会:白鳥)

そうしたら、今回いただいた意見をまた、この冊子に反映しまして、このワークショップとしては、それでまとめという形にさせていただきます。また各委員にその結果を送付するのと、それから、骨子を検討するところの中で、またこれを材料にして検討いただくという流れで考えてございますので、よろしく願いいたします。

討議としてはここまでということにしまして、あと、茅ヶ崎市さんのほうから補足なりスケジュールなりをお願いできれば。

村中さん

送っていただいた事例調査の結果概要というところで、私、市民自治推進課のほうにはメールを送ったんですけれども、先進事例ということでいろんな事例が出ていますけれども、2ページの市民意見に対する回答を公表している事例というところで、茅ヶ崎市も公表しています。課長がいますけど、私が代わりにしゃべります。苦情等処理報告書というのが市民相談課から出ていて、「市長への手紙」とか「わたしの提案」等も含んで、各課に苦情処理が来ているものを全て、第1四半期、4月から6月分はホームページで公表されております。

それから、3ページの審議会等の会議を公開している事例ということですが、茅ヶ崎市の要綱にも定めてありますし、茅ヶ崎市は審議会や附属機関は全て原則公開です。最初から入れますし、日程に関してもホームページで公開されておりますし、それから、会議録も概要がすぐに出ますし、その後に会議録も出されますので、先進事例だとは私には思えなかったので、茅ヶ崎市の事例も入れていただきたいと思いました。以上です。

事務局(村上)

市民自治推進課、村上です。今後のことについてご説明をさせていただきたいと思っております。

先般、お話をさせていただいたところですが、骨子案を、まずは今日、ご意見を落とし込んだものを、今、白鳥さんからご説明ありましたとおり、作成をさせていただきます。それを皆さんにお送りするとともに、その時点で骨子案策定に参加していただく意思があるかどうかというのを確認させていただくために、お手紙をお送りしたいと思います。

そこで手を挙げていただいた方と日程調整をさせていただいて、日程を設定していきたいんですが、もし人数的にかなり多くなってしまうと、日程調整というものもなかなか難しいところもあるかもしれませんが、そういう場合には、ある程度期

間を設けて、そういう中で参加していただけるような仕組みをとりたいとは思いますが、最大限ご参加いただけるような仕組みをとりたいと思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。骨子案をつくっていただいて、私どもも入りますけれども、一緒に作成をしていただいて、それができ次第、また皆様にその骨子案をご案内したいと思います。

それとあわせて、ホームページ等にも上げていきたいと思いますが、それができた段階で意見交換会へと入っていきたいというところがございます。今のところ、具体的に、スケジュール的にいつというのは申し上げにくいんですけども、流れとしてはそういうことで進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

石塚さん

9月の14回のところ、日にちはいつになるんですか。それを言ってくれば。

事務局(村上)

9月の14回なんですけれども、ひとまずは今日のところで、このワークショップでご意見を全ていただけたという理解でよろしいんでしょうか。というふうには思っていたんですけども。ですから、14回は、今日の時点で一定のまとまりがなかった場合に、もう一回、14回と思っていたんですが。

石塚さん

逆に、我々は骨子案を見れないということなの？ 見れるために、14回、全体会議があるんじゃないんですか。

山田課長

ワークショップは今回で終了させていただくというお話です。そのまとめを9月中に皆さんのところにお送りします。それと同時に、皆様に骨子案を作成していただく方を募集させていただきまして、市とともに意見交換会に出す案を作成させていただきたいと思っております。ですから、作業の進み具合によってはずれの可能性はありますけれども、9月の前半には、このまとめはお送りできると考えております。

それで、約1カ月間、条例文案を作成する期間をいただきまして、でき上がり次第、でき上がるところを見越して、次の意見交換会というのを開催させていただきたい。それについては、その文案を議論の対象としていただいて、今回みたいな議論をしていただくと考えています。

石塚さん

その意見交換会、第1回目の日にちを大体言ってください。

山田課長

今、会議室の関係で、はっきり何日とは申し上げられませんが、10月の中旬から中旬を考えております。会議室等とれましたら、詳しく、また新たに皆様にはお知らせしたいと思います。

石塚さん

そうすると、9月の中旬の時の骨子案のまとめについてと、まとめが送付されてきますよね。そのときに日は決まっているわけですね。

山田課長

今回のワークショップのまとめを9月の中旬ぐらいに皆様のもとにお送りするということです。それから、文案の検討会を発足させますので、文案ができ次第、10月の中ぐらいには意見交換会を開けるかなと思っております。

石塚さん

僕が聞きたいのは、9月上旬に今回のまとめが届く。その時に、まとめと一緒に、骨子案の検討委員になるメンバーの予約をとりましようと言っているでしょ。

山田課長

はい。

石塚さん

そうすると、予約が来て、明日集まれとか、そんな無茶苦茶は言わないわけでしょ。そうすると、それでやった時に、10月中旬にまとまるんですかという話をしているんです。

山田課長

確かに今言われたとおりなので、できれば、なるべく早く、ご希望があられたらお

石塚さん
山田課長
有竹さん
山田課長

っしゃっていただければありがたいです。

一番困るのは、まとめがずっと遅れて、いきなりパブコメやられると。

それは絶対しませんから。

メンバー公募は先にしてはどうですか。

確かにそのとおりですね。先に起草の、文案を検討する委員を、委員というか、そういう方を募集したいと思いますので、それについては送らせていただきますので、ご協力のほど、お願いします。

それと、やっぱり全体のイメージで、もう既に条例をいただいている方がいらっしゃるんです、条例の文案を。例えば、中村さんとか幸村さんとかいただいているみたいですが、文案をいただいている方はなるべく参加していただいたほうがよろしいかと思います。というのは、やっぱりイメージというのがあるので、できれば参加していただいて、その中で文案をつくっていただければと思っております。

無理ならば結構です。なるべくというお話です。でき上がったら、全然違うと思われるといけませんので。最後に、山下さんが、一言皆さんにお伝えすることがあるということなので。

ファシリ
テーター
(能率協会:白鳥)

それでは、ワークショップにつきましては、いろいろ紆余曲折ありましたし、なかなか議論に入れないうところもあって申しわけなかったんですけども、とりあえず今回で最後というところになりまして、皆さん、いろいろとありがとうございました。

先ほど、これからの市民参加では、市民と市との信頼が重要というお話もありましたけれども、今までお話を伺っていた中で、自治基本条例の中で市民の思いと市の思いの違いというところもあって、それが今回の検討にも少し響いた部分があったなというような印象を持ちました。

そんな中で、そうした市民自治基本条例が、そういういざこざといいますか、意見の食い違いもあったけれども、とりあえずできたというところで、またこういった市民参加のワークショップもできているというところでは、今が過渡期といいますか、多分どこの自治体でも、今までそういうところに慣れてないところでは衝突があつて、そういう衝突を踏まえて、だんだんだんだんより良い市民参加になっていくんだらうなと感じましたので、今回のワークショップにつきましては、いろいろと不手際等ありまして申し訳なかったんですけども、これも1つの経験として、今後、市民参加がよくなる1つの蓄積ということで、皆さんにご活用いただければ幸いかなということで、再度、お礼と不手際があつたお詫びということでごあいさつさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍 手)

山下(憲)さん

お疲れのところ、一言だけご連絡します。9月17日1時半から女性センターで、恒例の市長と市民との対話集会をいたします。今回はテーマを決めておりませんので、皆さんがお好きなことを提案していただいて結構でございます。

以上、ご連絡です。

山田課長

それでは、本日まで13回に渡って議論をしていただきまして、本当にありがとうございました。行政の不手際もございまして、いろいろご迷惑やご心配をおかけしたことは、本当にここでお詫び申し上げます。

様々な意見をいただきましたから、これをもとに条例の文案を作成していった、また次の段階にと進めていきたいと思っております。またどうぞご協力のほど、お願い申し上げます。8カ月に渡り、どうもありがとうございました。心から御礼申し上げます。

(拍 手)

4. 閉会

事務局(石井)

それでは、皆さんどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

—以上—